

第二十八回 参議院商工委員会會議録第二十一号

昭和三十三年四月二十二日(火曜日)午
前十一時九分開会

委員の異動

四月十八日委員小幡治和君及び上原正
吉君辞任につき、その補欠として松野
鶴平君及び木村篤太郎君を議長におい
て指名した。

四月二十一日委員椿繁夫君辞任につ
き、その補欠として山口重彦君を議長
において指名した。

本日委員松野鶴平君、山口重彦君、占部
秀男君及び吉田法晴君辞任につき、そ
の補欠として小幡治和君、椿繁夫君、
相馬助治君及び岡三郎君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

小澤久太郎君
小幡 治和君
古池 信三君
小西 英雄君
高橋 衛君
島 清君
椿 繁夫君
豊田 雅孝君
大竹平八郎君
簡牛 九夫君
多賀谷真穂君

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君
國務大臣 石井光次郎君

政府委員

北海道開発庁 中平 榮利君
総務監理官 白濱 仁吉君
通商産業 政務次官 岩武 照彦君
通商産業省 重工業局長 村田 恒君
通商産業省 石炭局長 恒君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○北海道地下資源開発株式会社法案
(内閣提出、衆議院送付)

○航空機工業振興法案(内閣提出、衆
議院送付)

○継続調査要求の件

○水洗炭業に関する法律案(衆議院提
出)

○小委員会の設置及び小委員の選任の
件

○委員長(近藤信一君) これより委員
会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い
たします。

去る十八日小幡治和君が辞任し、そ
の補欠として松野鶴平君が選任され、
上原正吉君が辞任し、その補欠として
木村篤太郎君が選任され、また、昨二
十一日椿繁夫君が辞任し、その補欠と
して山口重彦君が選任され、また、本

日、占部秀男君が辞任し、その補欠と
して相馬助治君が選任され、また、松
野鶴平君が辞任し、その補欠として小
幡治和君が選任され、また、山口重彦
君が辞任し、その補欠として椿繁夫君
が選任されました。

○委員長(近藤信一君) 次に、理事の
補欠互選を行います。

去る十六日、相馬理事が委員を辞任
いたしました結果、理事に欠員を生じ
ましたので、その補欠互選を行いたい
と存じますが、その互選の方法は、慣
例により、その指名を委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認め、相馬君を理事に指名いたしま
す。

○委員長(近藤信一君) 先ほど、委員
長及び理事打合会を開き、協議いたし
ました結果、本日は、北海道地下資源
開発株式会社法案、航空機工業振興法
案、水洗炭業に関する法律案の順で審
議いたしたいと存じます。また、明二
十三日も、午前十時から委員会を開会
することを申し合せましたので、その
ように取り進めることに御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。

○委員長(近藤信一君) それでは、こ
れより北海道地下資源開発株式会社法
案を議題といたします。

まず、本案の内容について政府委員
から説明をお願いします。

○政府委員(中平榮利君) 北海道地下
資源開発株式会社法案について御説明
申し上げます。

この法案を作りました趣旨は、第一
条にあげておりますように、北海道に
おける地下資源を開発するためであり
まして、特に北海道は未開発の地域が
多くございまして、気候等の関係で、
地質その他についても未知な部分が多
いので、北海道の開発を促進するため
には、ぜひ国家資金を投入して、特に
探鉱についてやっていきたいという趣
旨で、この法律案を作った次第でござ
います。

この会社の事業は、第八条に書いて
ございまして「探鉱」「委託に基づく探
鉱」「前二号に附帯する事業」でござい
ますが、石油につきましても、石油資源
開発株式会社がございまして、それ
と重複しますから、石油を除きまして、
その他の鉱物についての探鉱を行うと
いうことになっております。まず第一
号の「探鉱」とありますのは、自分で鉱
業権を取得いたしまして、設定いたしま
して探鉱する場合もございまして、ある
いは第三号と共同して、共同鉱業権を
設定いたしまして探鉱する場合もある
わけでございます。第二号の「委託に
基づく探鉱」とございまして、鉱業権
者が自分で探鉱いたしませんで、この
会社探鉱を委託いたしまして、会社

にとりましては請負になるわけでござ
います。請負で探鉱事業を行うとい
う場合でございます。第三号に「前
二号に附帯する事業」とございまして
は、これは探鉱を行いますことについ
て関連する関連事業、たとえば、探鉱
用機械の修理とか、あるいは修理工場
を経営いたしますとか、あるいは探鉱
技術者を養成するための研修を行いま
すとか、あるいは民間会社、民間と
申しますか、第三号と探鉱に関する技
術の相談をいたしますとか、そういう
ことをやるという意味でございま
す。それから第二項にございましてこ
は、ことに北海道は、冬季雪が降りま
して、山奥の方は非常に探鉱がしにく
いという場合もございまして、その他
の理由によりまして探鉱事業を行いた
い場合には、機械を遊ばして置くとい
うことは不経済でもございまして、こ
の主務大臣の認可を受けまして、探鉱用
機械を貸し付けまして、これは北海道
に限りませんで、内地でも事業を行う
予定でございまして、機械の貸し付け
の業務を行いたい。そうして会社の経
営に役立たせたい。こういうふうにか
えて、こういう規定を設けた次第でござ
います。

この法律にある主務大臣は、もちろ
ん、これは北海道で行う事業でござい
ますので、内閣の総理府の長たる内閣
総理大臣が主務大臣になるわけでござ
います。この事業の内容が、通商産
業大臣の監督する事業がこの内容と
なっておりますので、その関係におき

ましては、通商産業大臣も主務大臣といたしておる次第でございます。

なお、出資につきましては、政府から今年度は二億円出資することを予定しております。民間から一億円程度の出資を受けまして、半官半民と申しますか、そういった会社で運営をいたしたいと考えておる次第でございます。

なお、本年度は、ただいま申しましたように、大体三億円の資本金で出資する予定でございますので、民間からの出資があります関係上、民間出資の優遇ということも考えなければいけませんので、政府株の後配という規定も設けておる次第でございます。以上でございます。

○大竹平八郎君 ちよつと。本年の政府出資は幾ら、二億ですか三億ですか。

○政府委員(中平榮利君) 二億です。

○大竹平八郎君 民間は。

○政府委員(中平榮利君) 民間は一億です。

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(近藤信一君) 速記を起して下さい。

以上で内容の説明は終わりました。質疑は、後日に譲ります。

○委員長(近藤信一君) それでは、これより航空機工業振興法案を議題といたします。本案の内容について政府委員から説明をお願いします。

○政府委員(岩武照彦君) それでは航空機工業振興法案の内容の説明をいたしたいと思います。

第一条は目的でございますが、先般

提案理由の御説明のときに申し上げましたように、この法律の趣旨といたしますところは、航空機の国産化促進でございます。なかならず過日成立いたしました三十三年度予算に計上してあります中型輸送機の国産化を目的としておるものでございます。この「国産化を促進するための措置」という具体的な書き方をいたしておりますが、これはあとに出ております航空機工業審議会の方におきまして、具体的な方策を審議いたすことになっておるわけでございます。

それから第二条は、これはこの法律にございまして「航空機等」という文句の定義の規定でございます。大体は航空機製造事業法と同じ趣旨でございますが、その航空機製造事業法にございましては、いわゆる搭載されず機械器具等のこと、それから三号といたしましては部品、材料というふうなもので、いずれも通産省令で定めることになっておりました。この内容を具体的に申し上げますと、御承知のように、航空機には各種の広範な部品もございまして、また、それを製作いたします材料等も広範にわたっておりまして、省会で予定をしておりますことを大体申し上げました。航空機の原動機つまりエンジン関係、それからプロペラ、それから電気通信機器、それから燃料を供給いたします装置、つまりタンクあるいはオイル・パイプ等、それから自動操縦装置、あるいはプロペラをコントロールします装置等が重要な部品でございます。また、材料といたしましては、軽合金のほかいろいろな風防関係のガラスであ

りますとか、またその他いろいろな耐熱の特殊合金でありますとかいろいろなものがあるわけでございます。大体そういうふうなものをその省令で規定いたす予定でございます。

それから第三条以下は、航空機工業審議会の規定でございます。現在御承知のごとく通商産業省設置法の中に航空機工業審議会というものがあります。これは航空機あるいはその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議するという任務を与えられておりますが、これは主として今まで航空機製造事業法の関係でむしろ生産を規制するといふ趣旨が中心になりまして運用されておったのであります。

従いましてこの本法のねらいといたしましては、航空機工業の振興という趣旨が趣旨でございます。また、範囲も狭いわけでございます。また、今回の航空機工業審議会を改めまして、つまり改組いたしまして、新しく航空機工業審議会というものを設けて、その任務といたしましては、第四条にございまして「輸送用航空機その他航空機の国産化に関すること」、「その他航空機工業の振興に関する重要事項」を調査審議いたすことになっておるわけでございます。第一号の「輸送用航空機」と申しますのは、先ほど来ちよつと申し上げましたが、現在国産化の試作、研究を進めております中型輸送機、あるいは「その他航空機等」とありますが、これはたとえば、例の、何と申しますか、回転翼を持つて飛んでおりますヘリコプターなどの国産化を中心に考えておるわけでございます。

それから二号は、これはそういうふうな特定機種を国産化ということとを離れまして、航空機工業が当面してありますいろいろな構造問題と申しますか、いろいろな下請等の関係がございまして、このいろいろな関連した航空機工業全般の構造の問題、あるいはそれらに対しましていろいろな税制、金融等の問題を調査審議する、こういうふうな考えておるわけでございます。

組織は、第五条にございまして、要するに、委員は二十人以内でございまして、必要のときには臨時委員、あるいは専門の事項のためには専門委員を置くことができる、こういうふうに定められております。

それでこの委員、臨時委員あるいは専門委員等の任命等は、これは第六条にございまして、航空機工業あるいは航空運送事業に關しまして、特別な学識あるいは経験のある方の中から、通産大臣が任命されるということになっております。この「航空運送事業に關し学識経験のある者」というのが今回輸送用航空機でございます。それから、特にこの委員の選考の範囲を広げたいわけでございます。

それから任期は、第七条にございまして、二年でございまして、勤務状況は非常勤、通常の審議会と同様でございます。

それから第九条には、必要あれば「部会を置くことができる」となっております。これも適宜設けて参りましたと考えております。

それから十條に、通商産業省令への委任という表題で、「審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業

省令で定める。」となつておりますが、これは通常の委員会でございます。いわゆる議事規則といった定足数あるいは表決の方法、その他招集の手続とかいったことを省令で定める予定にしてあります。

それから第十一条は、これは「国有施設の使用」という表題になっておりますが、御承知のごとく、新しい航空機の研究に当りましては、非常に精密な試験研究が必要になっております。ところが一番試験研究に多く利用いたしますものは、御承知のごとく風洞でございます。風洞施設は、これはいろいろございまして、相当高度風洞あるいは大規模な風洞になりますと、事業者が個々には持てませんので、これは現在民間あるいは官庁の共用に供しますために、総理府の航空技術研究所に、目下各種の近代的な風洞を建設中でございます。あるいは若干の基礎的な研究につきましては、東京大学の航空研究所にも若干ございまして、そういうふうな風洞を相当利用するということですが、空力学その他の関係から、航空機的设计研究には、必要不可欠な問題となつておるわけでございます。あるいはエンジンにつきましては、試験台が要るわけでございますが、これもジェット・エンジン等になりますれば、かなりな付属装置も要します。また音響の問題もございまして、やはり国有の試験施設を普通設けておるわけでございます。たしか現在も防衛庁の防衛技術研究所にこのエンジンの試験台を装置中と存しております。そこで、そういうふうな固有の試験研究所にありまします施設を利用するわけでございますが、あまり経

費がかかるといふことは、先般

提案理由の御説明のときに申し上げましたように、この法律の趣旨といたしますところは、航空機の国産化促進でございます。なかならず過日成立いたしました三十三年度予算に計上してあります中型輸送機の国産化を目的としておるものでございます。この「国産化を促進するための措置」という具体的な書き方をいたしておりますが、これはあとに出ております航空機工業審議会の方におきまして、具体的な方策を審議いたすことになっておるわけでございます。

それから第二条は、これはこの法律にございまして「航空機等」という文句の定義の規定でございます。大体は航空機製造事業法と同じ趣旨でございますが、その航空機製造事業法にございましては、いわゆる搭載されず機械器具等のこと、それから三号といたしましては部品、材料というふうなもので、いずれも通産省令で定めることになっておりました。この内容を具体的に申し上げますと、御承知のように、航空機には各種の広範な部品もございまして、また、それを製作いたします材料等も広範にわたっておりまして、省会で予定をしておりますことを大体申し上げました。航空機の原動機つまりエンジン関係、それからプロペラ、それから電気通信機器、それから燃料を供給いたします装置、つまりタンクあるいはオイル・パイプ等、それから自動操縦装置、あるいはプロペラをコントロールします装置等が重要な部品でございます。また、材料といたしましては、軽合金のほかいろいろな風防関係のガラスであ

りますとか、またその他いろいろな耐熱の特殊合金でありますとかいろいろなものがあるわけでございます。大体そういうふうなものをその省令で規定いたす予定でございます。

それから第三条以下は、航空機工業審議会の規定でございます。現在御承知のごとく通商産業省設置法の中に航空機工業審議会というものがあります。これは航空機あるいはその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議するという任務を与えられておりますが、これは主として今まで航空機製造事業法の関係でむしろ生産を規制するといふ趣旨が中心になりまして運用されておったのであります。

従いましてこの本法のねらいといたしましては、航空機工業の振興という趣旨が趣旨でございます。また、範囲も狭いわけでございます。また、今回の航空機工業審議会を改めまして、つまり改組いたしまして、新しく航空機工業審議会というものを設けて、その任務といたしましては、第四条にございまして「輸送用航空機その他航空機の国産化に関すること」、「その他航空機工業の振興に関する重要事項」を調査審議いたすことになっておるわけでございます。第一号の「輸送用航空機」と申しますのは、先ほど来ちよつと申し上げましたが、現在国産化の試作、研究を進めております中型輸送機、あるいは「その他航空機等」とありますが、これはたとえば、例の、何と申しますか、回転翼を持つて飛んでおりますヘリコプターなどの国産化を中心に考えておるわけでございます。

それから二号は、これはそういうふうな特定機種を国産化ということとを離れまして、航空機工業が当面してありますいろいろな構造問題と申しますか、いろいろな下請等の関係がございまして、このいろいろな関連した航空機工業全般の構造の問題、あるいはそれらに対しましていろいろな税制、金融等の問題を調査審議する、こういうふうな考えておるわけでございます。

組織は、第五条にございまして、要するに、委員は二十人以内でございまして、必要のときには臨時委員、あるいは専門の事項のためには専門委員を置くことができる、こういうふうに定められております。

それでこの委員、臨時委員あるいは専門委員等の任命等は、これは第六条にございまして、航空機工業あるいは航空運送事業に關しまして、特別な学識あるいは経験のある方の中から、通産大臣が任命されるということになっております。この「航空運送事業に關し学識経験のある者」というのが今回輸送用航空機でございます。それから、特にこの委員の選考の範囲を広げたいわけでございます。

それから任期は、第七条にございまして、二年でございまして、勤務状況は非常勤、通常の審議会と同様でございます。

それから第九条には、必要あれば「部会を置くことができる」となっております。これも適宜設けて参りましたと考えております。

それから十條に、通商産業省令への委任という表題で、「審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業

省令で定める。」となつておりますが、これは通常の委員会でございます。いわゆる議事規則といった定足数あるいは表決の方法、その他招集の手続とかいったことを省令で定める予定にしてあります。

それから第十一条は、これは「国有施設の使用」という表題になっておりますが、御承知のごとく、新しい航空機の研究に当りましては、非常に精密な試験研究が必要になっております。ところが一番試験研究に多く利用いたしますものは、御承知のごとく風洞でございます。風洞施設は、これはいろいろございまして、相当高度風洞あるいは大規模な風洞になりますと、事業者が個々には持てませんので、これは現在民間あるいは官庁の共用に供しますために、総理府の航空技術研究所に、目下各種の近代的な風洞を建設中でございます。あるいは若干の基礎的な研究につきましては、東京大学の航空研究所にも若干ございまして、そういうふうな風洞を相当利用するということですが、空力学その他の関係から、航空機的设计研究には、必要不可欠な問題となつておるわけでございます。あるいはエンジンにつきましては、試験台が要るわけでございますが、これもジェット・エンジン等になりますれば、かなりな付属装置も要します。また音響の問題もございまして、やはり国有の試験施設を普通設けておるわけでございます。たしか現在も防衛庁の防衛技術研究所にこのエンジンの試験台を装置中と存しております。そこで、そういうふうな固有の試験研究所にありまします施設を利用するわけでございますが、あまり経

費がかかるといふことは、先般

提案理由の御説明のときに申し上げましたように、この法律の趣旨といたしますところは、航空機の国産化促進でございます。なかならず過日成立いたしました三十三年度予算に計上してあります中型輸送機の国産化を目的としておるものでございます。この「国産化を促進するための措置」という具体的な書き方をいたしておりますが、これはあとに出ております航空機工業審議会の方におきまして、具体的な方策を審議いたすことになっておるわけでございます。

それから第二条は、これはこの法律にございまして「航空機等」という文句の定義の規定でございます。大体は航空機製造事業法と同じ趣旨でございますが、その航空機製造事業法にございましては、いわゆる搭載されず機械器具等のこと、それから三号といたしましては部品、材料というふうなもので、いずれも通産省令で定めることになっておりました。この内容を具体的に申し上げますと、御承知のように、航空機には各種の広範な部品もございまして、また、それを製作いたします材料等も広範にわたっておりまして、省会で予定をしておりますことを大体申し上げました。航空機の原動機つまりエンジン関係、それからプロペラ、それから電気通信機器、それから燃料を供給いたします装置、つまりタンクあるいはオイル・パイプ等、それから自動操縦装置、あるいはプロペラをコントロールします装置等が重要な部品でございます。また、材料といたしましては、軽合金のほかいろいろな風防関係のガラスであ

りますとか、またその他いろいろな耐熱の特殊合金でありますとかいろいろなものがあるわけでございます。大体そういうふうなものをその省令で規定いたす予定でございます。

それから第三条以下は、航空機工業審議会の規定でございます。現在御承知のごとく通商産業省設置法の中に航空機工業審議会というものがあります。これは航空機あるいはその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議するという任務を与えられておりますが、これは主として今まで航空機製造事業法の関係でむしろ生産を規制するといふ趣旨が中心になりまして運用されておったのであります。

従いましてこの本法のねらいといたしましては、航空機工業の振興という趣旨が趣旨でございます。また、範囲も狭いわけでございます。また、今回の航空機工業審議会を改めまして、つまり改組いたしまして、新しく航空機工業審議会というものを設けて、その任務といたしましては、第四条にございまして「輸送用航空機その他航空機の国産化に関すること」、「その他航空機工業の振興に関する重要事項」を調査審議いたすことになっておるわけでございます。第一号の「輸送用航空機」と申しますのは、先ほど来ちよつと申し上げましたが、現在国産化の試作、研究を進めております中型輸送機、あるいは「その他航空機等」とありますが、これはたとえば、例の、何と申しますか、回転翼を持つて飛んでおりますヘリコプターなどの国産化を中心に考えておるわけでございます。

それから二号は、これはそういうふうな特定機種を国産化ということとを離れまして、航空機工業が当面してありますいろいろな構造問題と申しますか、いろいろな下請等の関係がございまして、このいろいろな関連した航空機工業全般の構造の問題、あるいはそれらに対しましていろいろな税制、金融等の問題を調査審議する、こういうふうな考えておるわけでございます。

組織は、第五条にございまして、要するに、委員は二十人以内でございまして、必要のときには臨時委員、あるいは専門の事項のためには専門委員を置くことができる、こういうふうに定められております。

それでこの委員、臨時委員あるいは専門委員等の任命等は、これは第六条にございまして、航空機工業あるいは航空運送事業に關しまして、特別な学識あるいは経験のある方の中から、通産大臣が任命されるということになっております。この「航空運送事業に關し学識経験のある者」というのが今回輸送用航空機でございます。それから、特にこの委員の選考の範囲を広げたいわけでございます。

それから任期は、第七条にございまして、二年でございまして、勤務状況は非常勤、通常の審議会と同様でございます。

それから第九条には、必要あれば「部会を置くことができる」となっております。これも適宜設けて参りましたと考えております。

それから十條に、通商産業省令への委任という表題で、「審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業

省令で定める。」となつておりますが、これは通常の委員会でございます。いわゆる議事規則といった定足数あるいは表決の方法、その他招集の手続とかいったことを省令で定める予定にしてあります。

それから第十一条は、これは「国有施設の使用」という表題になっておりますが、御承知のごとく、新しい航空機の研究に当りましては、非常に精密な試験研究が必要になっております。ところが一番試験研究に多く利用いたしますものは、御承知のごとく風洞でございます。風洞施設は、これはいろいろございまして、相当高度風洞あるいは大規模な風洞になりますと、事業者が個々には持てませんので、これは現在民間あるいは官庁の共用に供しますために、総理府の航空技術研究所に、目下各種の近代的な風洞を建設中でございます。あるいは若干の基礎的な研究につきましては、東京大学の航空研究所にも若干ございまして、そういうふうな風洞を相当利用するということですが、空力学その他の関係から、航空機的设计研究には、必要不可欠な問題となつておるわけでございます。あるいはエンジンにつきましては、試験台が要るわけでございますが、これもジェット・エンジン等になりますれば、かなりな付属装置も要します。また音響の問題もございまして、やはり国有の試験施設を普通設けておるわけでございます。たしか現在も防衛庁の防衛技術研究所にこのエンジンの試験台を装置中と存しております。そこで、そういうふうな固有の試験研究所にありまします施設を利用するわけでございますが、あまり経

費がかかるといふことは、先般

提案理由の御説明のときに申し上げましたように、この法律の趣旨といたしますところは、航空機の国産化促進でございます。なかならず過日成立いたしました三十三年度予算に計上してあります中型輸送機の国産化を目的としておるものでございます。この「国産化を促進するための措置」という具体的な書き方をいたしておりますが、これはあとに出ております航空機工業審議会の方におきまして、具体的な方策を審議いたすことになっておるわけでございます。

それから第二条は、これはこの法律にございまして「航空機等」という文句の定義の規定でございます。大体は航空機製造事業法と同じ趣旨でございますが、その航空機製造事業法にございましては、いわゆる搭載されず機械器具等のこと、それから三号といたしましては部品、材料というふうなもので、いずれも通産省令で定めることになっておりました。この内容を具体的に申し上げますと、御承知のように、航空機には各種の広範な部品もございまして、また、それを製作いたします材料等も広範にわたっておりまして、省会で予定をしておりますことを大体申し上げました。航空機の原動機つまりエンジン関係、それからプロペラ、それから電気通信機器、それから燃料を供給いたします装置、つまりタンクあるいはオイル・パイプ等、それから自動操縦装置、あるいはプロペラをコントロールします装置等が重要な部品でございます。また、材料といたしましては、軽合金のほかいろいろな風防関係のガラスであ

りますとか、またその他いろいろな耐熱の特殊合金でありますとかいろいろなものがあるわけでございます。大体そういうふうなものをその省令で規定いたす予定でございます。

それから第三条以下は、航空機工業審議会の規定でございます。現在御承知のごとく通商産業省設置法の中に航空機工業審議会というものがあります。これは航空機あるいはその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議するという任務を与えられておりますが、これは主として今まで航空機製造事業法の関係でむしろ生産を規制するといふ趣旨が中心になりまして運用されておったのであります。

費がかかりますと、やはり勢い航空機の研究費、開発費を高めて、その償却のために飛行機の売値にも影響するということもございまして、これは一つ時価よりも安く使用していただくという点と、燃料等の直接費はこれは払うのはやむを得ないといいたしますが、人件費あるいは償却費という一般諸費的なものはこれは一つ安くしていただくということで、その趣旨の政令を定めることにしておるわけでございます。大体申しましたように、この国有試験研究施設の範囲は、風洞とエンジンと試験台でございますが、あと若干小さいものがあるかもしれませんが、主としてその辺を考えておるわけでございます。

それから第十二条は「資金の確保」という表題でございますが、これは規定の書き方は、通常の例文のようになっておりますが、ねらいといたしましては、試験研究段階におきましては、現在のところ国の補助金はわずか二分の一前後でございますので、残余の分につきましては、それをまかないまするにきまつては、金銭、あるいは税制上の措置も要るわけでございます。また、これが試験飛行に成功いたしますと、営業生産に入りますれば、これはもちろん設備資金が要るわけでございます。それらについて開発銀行、その他の機関の融資のあつせんをいたすという趣旨の規定でございます。付則の方は別段申し上げることもないかと存じます。

問題が相前後いたしました。現在中型輸送機の試作研究はどういうことになっているかという点を、御審議に

御便宜かと存じますので、簡単に御説明いたしたいと思ひます。

中型輸送機の試作研究の問題は、昭和三十三年の予算から頭を出してありますが、この目標といたしましては、現在は、国内のローカル線、あるいは国内幹線で使用しておりますダグラスのDC3あるいは4といった機種種の代替機が今世界中で注目の的になっております。これらのDC3、DC4は現在生産をやめておりますので、各国とも代替機の研究開発に力を入れております。そこで、われわれもいたしましては、大体座席が五十人前後、それから速力も大体時速五百キロの中型の機種を選びまして、これが国内の航空路、なかんずく飛行場の条件に合いますように、具体的な設計研究を進めさせておまして、方法として、現在航空機生産に携わっております各企業から出資金を持ち寄りまして、財団法人輸送機設計研究協会という組織を設けて、ここで各社の専門の人たちが集まりまして、それぞれテーマを分けて共同に研究をいたします。大体のねらいとしては、三十二年から始めまして、三十三年、四年くらいで基本設計を終りまして、できれば今年度あたりから並行しまして精密設計に入ります。明年度あたりから機体の製作に入ります。できれば三十六年度、七年度におきまして破壊試験機、それから試験飛行を行います。一号機、二号機等を製作しまして、テスト・フライ等を行行。三十七年度の後半あるいは三十八年度になれば営業生産に入らせた

て、大体五カ年計画になります。今年度はその第二年度になっております。予算としましては、昨年度が三千五百万円、今年度が一億二千万円、いずれも補助金として大体所要経費の五割前後という点をねらっているわけでございます。

大抵、法案の内容あるいはその試作研究の進捗状況は、以上御説明した通りでございます。

○委員長（近藤信一君） 以上で内容の説明は終了しました。これより質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○古池信三君 ただいま本法案の内容につきまして、いろいろと御説明があったのでありますが、現在の航空機に関する法律、すなわち航空機製造事業法の建前は、これはあくまでも航空機を作るということの監督といふか、規制に、その目的があつたと存じております。ところが、この法案は、その名前の示すごとく、航空機工業を振興し、こういう法案でありますから、内容として、きわめて条文は少いのでありますけれども、その有する意味は、非常に重大なものである、かように、われわれは受け取るわけでありまして、そこで、私も承知いたしますところでは、航空機を生産するということについては、非常に多種多様な技術を要する。しかも、その技術は、きわめて高度なものであり、また、精密なものでなければならぬ。しかも、それが、あくまでも適当なバランスをとって、総合的に発達した技術によらなければならぬ、かように了解しておるのであります。従つて、そういう、あらゆる技術が進歩発達し

て、初めてりっぱな航空機の工業といふもの、ほんとうに完成を見る。また逆に言えば、航空機工業が発達すれば、また、それが各産業技術の面においても、非常に多大な貢献をするものである。両々相待つて進歩発展するよう考える次第であります。が、わが国の航空機に関する技術は、終戦後七年というものは全くの空白時代であつて、しかも、その間に諸外国の技術は非常に急速な進歩を見ておると存するのであります。この空白時代をいかにして取り返すか。現在の日本の技術が、外国に比べて非常に格段の見劣りを見せておるといふことも考えられるのであります。が、しかし、また翻つて考えますと、かつては、わが国においても航空機の工業が非常に進歩して、諸外国の水準にまで達しておつた、決して外国に比べて遜色のなかつたような時代もあつたかと思ふのであります。そこで、今日、この法案を提案された、これによつて政府が大いに航空機工業の発展を推進していくという建前をとられる際においては、先ほど申し上げましたように、わが国の航空機工業に関する諸技術が、それによつて格段の進歩をするか、あるいは、かつてのように、諸外国に比べて劣らないだけの国際水準にすみやかに到達し得る能力があるかどうか、これは非常に基本的な大事なことであると思ふのであります。これに対する大臣の一つ確信のあるところをお示しいただきたいと思ひます。

○國務大臣（前尾繁三郎君） ただいまの御質問で、お話しにありました点は、全くわれわれ同感でありまして、以前は相當な航空機工業を持つておつた

が、終戦以来、非常な空白と相なりまして、今、世界の諸国から比べますと、非常に劣つておる。その点につきましては、われわれとしましては、非常に残念であります。しかし、これを取り戻すことは、一面、産業全般について技術の向上もなければならぬとせんし、さらにまた、逆に、航空機工業を振興することによつて、また、その関連する産業も技術の向上を見ることのできるわけでございます。これは両々相待つていかなければならぬと考えておるのであります。もとより一般の技術振興につきましては、すでに從來から、いろいろと申し上げておりますように、科学技術の振興ということに、通産省におきましても、特段の力を入れます半面におきまして、航空機工業を振興して、それに関連いたした

ものはもとより、部分品というようなものにつきましても、格段の進歩をはかりますことによりまして、両々相待つて科学技術の振興をはかつていきまします。まあ、從來も軍用機といたしましては、いろいろ自衛隊等におきまして発注しました飛行機を作つておるのであります。が、われわれとしましては、ことに輸送機について重点を置いてその振興をはかり、また、今後におきまして、輸送機の輸入を極力少くし、半面におきまして、将来、輸出もしていかなければならぬ、かように考えておりますので、その点につきましては、この振興法を中心として今後、極力、技術の向上、また、輸送機の国産化ということについて、格段の努力をいたしたい、かように考えまして、この振興法を提案したような次第であります。

○古池信三君 現在、外国における航空機の工業の発展というものは、非常に目ざましいものがある、全く日進月歩である。もう一日たてば、それだけ非常に進んだ航空機ができて、承知しておりますが、従って、本法案を出されて、わが国においても國産化を推進しようというものは、これはもう当然なことであって、むしろ、われわれからいえば、法案の出し方がおそ過ぎたのじゃないかというようなくらいの感さを感じておられます。そこで私が、国民全体の立場から考えてみまするに、今でも、すでに戦争が終つて十数年を経ました今日でも、飛行機という、すぐに軍用機、あるいは戦闘機、あるいは爆撃機というものを連想するのであります。それは、おそろしい戦争において、われわれが日夜空襲に攻められた、こういう印象がまだまだ深く残っておりますために、飛行機といえば、すぐ軍用機というふうに結びつけられる懸念が多いのであります。もちろん、ただいま大臣からも御説明がありましたように、この法案の意図するところは、もっぱら輸送機の國産化の推進である。そういう点はその通りであらうと存じますけれども、この航空機の技術を推進することによって、また、軍用機の生産というふうなことに力を入れるのじゃないかというふうな疑惑を国民が抱くこととすれば、これはこの法案の意図するところとはなほほど遠いと存するのであります。こういう機会に大臣からはつきり、この航空機工業の振興は、あくまでも平和的な用途に用いられる輸送機の工業の振興である、こういう点をはつきり宣明される必要があると思ふ

のであります。もちろん、特に戦後における民間の航空輸送事業の発達というものは、これはもうすばらしいものでありまして、わが日本における実情は今なお貧弱でありますけれども、欧米の例をとってみれば、これは全く昔の生活の上において、平和的な生活を営む上において、航空機というものはほんとうに不可欠のものである。現在、文明の一番先端をいくものであるということは、これはもう疑いをいれないことであります。従って、そういう面から、わが国民の生活を向上し、利便をはかり、また、産業経済を発展せしめる、あらゆるそういう原動力となる航空機の輸送事業を進展せしむる一翼として、これが國産化を推進するものである、あくまでも、その目的は、平和的な輸送機の國産化であるという点は、これは当然のことであつて、これに對しては、われわれはもう何らの疑いを持たないのであります。が、政府として、こういう法案を出されるからには、その点をはつきり宣明をされる必要があると思ふのであります。これに對する大臣の所見をただしたいと思ふ。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この法案はあくまでも平和利用、ことに輸送機を中心として考えておりますことは、はつきり申し上げたいと思ふ。この点は衆議院におきましても、はつきり御答弁をされたところでありまして、軍用機につきましては、これは自衛隊で使いますものは予算をもつてやりますから、特にこういう法律を必要といたしません。それならこれをはつきり目的か何か航空機を限定したらど

うかと、こういう御意見もあらうと思ふ。しかし、法律技術といたしまして、部分品等におきましては、これは全くこれを区別するわけに参りません。また、結局業者もその数がたくさんあるわけではあります。民間機と軍用機というふうにはつきり分けて、それはどの機械はどうだというふうな区別もできませんために、こういうふうな法律にせざるを得なかつたのであります。その意図しますところは、あくまでも民間の、ことに第四条の第一号にもあげておりますように、輸送の航空機というものを中心にしてこの法案を作つた次第でありますので、その点は明確に申し上げておきたいと思ふ。

○古池信三君 それから続いて、本法案によつてまず最初に手をつけたいと言われたのは、中型の輸送機であります。中型輸送機をまず最初に取り上げられたその理由については、さらにまた、先ほどその概要については御説明があつたのでありますが、もう少し詳しい年次計画でももしあれば、それを示していただきたいということが第二、それから第三に、一体現在の世界の情勢からいって、中型輸送機というふうなものについて、外国においてはどんな態度をとつておられるのか、どんな政策をとつておられるのか、この三つの点についてとりあえずお伺ひいたします。

○政府委員(岩武昭彦君) 最初のなぞ中型輸送機の問題を一番最初に取り上げたかという御質問に對して、お答えいたしたいと思ふ。現在日本の民間航空輸送事業者の持つております飛行機の中で、国内路線に使つておりますものは、日本航空にダグラスの4が九機、あとヘロンといった中型機が四機でございます。それから日ペリ航空と極東航空が合併してできました全日本航空会社におきましては、保有機数二十三機でございますが、このうちヘリコプター五機がおりますので、それを除きましてあとの十八機のうちで、ダグラスの3が五機ございます。その他いろいろ多くの機種の中型機を持つております。先ほど申しましたように、ダグラスの3、4といった機種は、現在アメリカの方でも生産を中止いたしております。従つて現在若干部品の補給の問題もございしますが、将来これらの飛行機のかわりの機種を何に求めるかということが、日本としても問題になるわけでございます。それから東南アジアの各国の保有機数を調べてみますと、これは保有機三百機余りございしますが、そのうちでダグラスの3、4といったものが百六十機あります。大体半数は、今申しましたダグラスの中型のものでございます。で、これらもまた、日本の民間航空輸送事業者と同じく、将来ある時期には代替機の問題に当面いたすわけでありまして、そういうわけでこのダグラスの3、4というのは、非常に長い寿命を持ちまして、戦前でも、たしか日本では中島飛行機がライセンスを取りまして、たしか三百機余り生産しております。非常に寿命の長い飛行機でございますが、遺憾ながら古い型のものでスピードもおそいといふふうなことで、現在は生産を中止しております。この代替機を何とか求めなければならぬということ、で、各国ともこの開発研究にいろいろ力を

注いでおります。先ほど御質問の第三の点と関連いたしますが、オランダでは特殊法人を設けまして、政府がそこに金を出しましてかなりの年月をかけてついでに研究を進めまして、最近やつとフレンドシップというこの代替になり得るような機種を一応完成したやうでございます。そこでわれわれといたしましては、これらの飛行機をかりにはかの新しい型のもので輸入するといいたしまして、大体一機あたり五十万ドルないし七十万ドル、これに補給いたしますエンジンその他の部品を考慮すれば、その五割増しになるのが普通でございますから、これは實際貸借上が相当の負担になるわけでございます。おまけに今後の航空旅客人員の趨勢を見ますと、世界的にも大体毎年一割五分前後の増加率を示しております。日本では特にこの三三年来増加の傾向が急ピッチでございまして、三〇%をこしておるような年もあるやうでございます。そういうふうになりますと、今後ますます新しいルートの開拓もありまして、また、既存の航空ルートにいたしましても就航します機数をふやすということになつて参ります。また、先ほど来申し上げましたダグラスの機種に代替という問題もあつたので、非常に飛行機の需要がふえて参ります。大体推算いたしますと、昭和三十八年から四十二年あたりにかけて五、六十機以上になるんじゃないかといふふうに考えております。そのほかに幸いにいたしまして日本の國産機が輸出できますれば、これまた東南アジア方面の代替機に當るわけでございます。そういういたしますと、大体四年間に百

機、年産二十五機はまず間違いないところではないか、こういう工合に考えております。

そこで、しからばどういふ性能なり規格といふか、の飛行機が適当かということも、いろいろ輸送機設計研究協会で各国の例も調べまして研究いたしたわけでございますが、現在まで得ております一応の結論といたしましては、これは座席の数は大体五十座席、これにいろいろ搭載物等の関係で予備座席をつけましたら六十座席になるかも知れませんが、大体五十、それから大きさは幅が二十八メートル、長さ二十六メートルといった中型のもので、翼面積八十平方メートル、全装備重量は大体二十トン前後という辺の、ちょうど現在のダグラス・C-3と4の間のものになります。それからエンジンでございますが、これは相当研究してもらいましたが、やはり世界の大勢を見ますと、ある程度高速ということが必要でございます。従って純粋のプロペラ、ピストンのプロペラ機では、もうそろそろ時代おくれだということになると思いますが、さりとてこの軍用機なんか用いております、あるいは大型の国際線で使っておりますジェット・エンジンを使いますと、これはそれなりの性能がございまして、少しスピードが早過ぎたり、あるいは滑走距離が非常に長過ぎたりいたしまして、どうも日本のローカル輸送には向かないようにございます。世界の趨勢を見ても、やはりこのプロペラあるいは純粋のターボ・ジェットで小回りのきくローカル線に使うという方向ではないようにあります。むしろ、いわば両者を折衷と申し

ますか、ジェット・エンジンでふかしました燃料でタービンを回しまして、そしてそれをシャフトを通じてギアで減速してプロペラを回すという、いわゆるターボ・プロップ・エンジンが、大体どの国でも中型輸送機には一番適当だというふうな結論で開発に努力しておるようでございます。そこで、日本といたしまして、これへ載せますエンジンはいまだターボ・プロップがいいだろうと思っております。ただ、御案内のように、現在、日本ジェット・エンジン会社で作っております小さいジェット・エンジンも、なお若干の試験も残っております。な状況でありますので、当初から国産のエンジンということばかりはむずかしいかと存じますので、これは少し大事をとりまして、当初は輸入しても、できるだけ早い機会に国産したエンジンで取りかえようというふうに考えております。輸入いたします先も、あるいはイギリスのロールスロイスのダートという型が、かなり安定して世界的にも評判がいいようございます。それから、まあ、一応このエンジンを搭載するということ、性能を見ますと、巡航スピードが大体五百五十キロメートル、時速でございますが、現在のダグラス3よりはかなり早いのでございます。また、航続距離も、これもまあいろいろ設計の問題が残っておりますが、千キロメートルは必要かと思っております。大体そういうふうなことの性能を持ちました中型の輸送機を自力で、自分のものとするの研究と設計から作り上げるといふことで始めておるわけでございます。

それで、先ほどちょっと申し上げましたが、大体の段取りといたしましては、昨三十二年の中葉からこの基本的な設計の研究を始めておまして、これは先ほど申しましたように、輸送機設計研究協会という財団法人に加盟しておきます各企業から専門家を合して、テーマをそれぞれ分けて共同研究をやっております。大体三十四年の中葉に終る予定であります。引き続きまして、先ほどちょっと間違いました、詳細設計に並行して入りますし、なおこの本型も今年度から作成に着手したいと思っております。試験飛行を行います飛行機は大体三十六年ないし七年前半には二つほど作って飛ばしたいと思っております。従いまして営業生産に入りますのは、大体三十七年度の後半から三十八年度、こういうふうに考えております。

○相馬助治君 議事進行。局長の懇切な説明を聞こうと思つたのですが、わが党からもこの航空機工業についての、基本問題について、大臣にたしたい点があるわけです。聞くところによると、大臣は何か法案関係で、暫時衆議院にたん行かなくちゃならないということがあるそうですから、御意見が質問中ではあります。まあ許されるならば、わが党の方からの、大臣に対する基本質問をやらしてもらいたい。議事進行上特段に希望します。

○大竹平八郎君 局長の答弁まことにけっこうで、われわれ教えられるところが多いのですが、諸般の情勢上、なるべく一つ簡潔に要領を得た答弁を一つ。

○古池信三君 大臣の時間の都合もありますから、相馬理事から発言されま

したように、大臣に対する基本的な御質問があれば、それをやつていただき、私はまた後刻に、政府委員に対する質問を、少しありますから留保いたします。

○澤繁夫君 この法案を、ずっと通覧しまして、審議会を置くこと、航空機の国産化を促進するために、必要な資金の確保に努めるものとする。ということが大体骨子のように見受けられますが、先ほど古池委員が、最初に疑問を持たれた民間航空工業の振興という点については、もちろんこれは異議はない。むしろ、おそきに失するところ、御意見があり、ただ、これが軍の軍需輸送力の工業の振興ということに途中で転換されるのではないかと、心配を、私も持つのであります。そこで、政府としても、長期にわたる経済計画をお持ちなのでありますから、輸送力の総合計画、造船、自動車、航空機の民間輸送力の総合計画というふうなものについて、まずその構想を明らかにされ、軍の輸送力はこれこれ、この法律を成立させることによつて、民間航空工業で生産する輸送力の用途というふうなものを、私はまず明らかにしたい。それが、そうすることがこの軍需工業に、これが途中で転換するのではないかと、この疑問点を晴らす一番肝心なことではないかと思つたので、第一にこれをお尋ねいたします。

それから御説明にもしばしばありますが、輸送用航空機の工業の振興ということが目的であると今言われているのであります。その他「航空機等」というまぎらわしい言葉が出て参りますから、なおさらこの疑点を深めるこ

とに相なりますので、もう少し法律において、立法の目的というものを明確にする必要があると思つたのですが、どういふことをこれはお考えになつていられるのであろうか。このことが第二点であります。

それから同じような見地で、審議会の構成が五条以下述べられているのであります。二十名の委員の中に、防衛庁関係の人もこの中に含めて、委員会を構成するつもりかどうか。そういうことになる、これはますますもつてそういう面の疑点を増して、ことになるのでありますから、この委員会の構成等について明らかにしたい。

この三点を明確にされれば、私はこの古池委員が持つておられるような疑問点が明らかに、私どもの心配しております点も解明されると思つております。大臣の所見を伺います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 第一点の輸送力の問題であります。これはまあ、陸上の輸送関係につきましても、ただいま運輸省と建設省、また、われわれといたしまして、いろいろ検討いたしておる段階であります。運輸関係閣僚の審議会を設けまして一元化を、今後の輸送関係についての方針をきめていく、こういうふうな段階でありますので、いろいろうすでに作られたものもありませんが、まだ、それも政府の方針としてきめておるわけではございません。従つて、またこの空輸という問題につきましては、これは今後の問題でありますので、従つて航空機による輸送の関係につきましては、もちろん先ほど局長も説明いたしましたように、一応の考え方は持つておるわけ

ありますが、まだ成案を得たものはないのでありまして、運輸省において、ただいま検討中ということにいたしておるのであります。

そこで、第二の「航空機等」という点につきましては、先ほど申しましたように、われわれは中型輸送機を最初に取り上げるわけでありまして、輸送機を中心として民間航空機を考えておるわけでありまして、軍用航空機につきましても、これは自衛隊として考えていけばいいことでありまして、振興法を作るといふ必要はないのでありまして、振興法を作りますゆえんは、民間の航空機というものを考えておるからであります。ただ、「航空機等」と広く取り上げておきますのは、先ほど申し上げましたように、この業者は全然別のものがなるわけではありません。また、部分品等につきましては、区別するわけには参りません。そういうような点からいまして、輸送機あるいは民間航空機ということに限定することは、非常に法律的に困難でありますので、そういう関係で、こういう規定の仕方をしていましておるのであります。

また、審議会につきましては、その委員の構成は、もとより航空機関係の研究所の技術員の方という方々に入ってもらふのでありますが、いわゆる自衛隊におきましても、戦路というか、そういうような方面の人が入るわけではありません。その点は明確にいたしたいと思ひます。

○樺葉夫君 輸送力の総合計画ということが、経済五カ年計画などの根本にならなければならぬと思ひますが、ただいまの御答弁によりますと、何か検討中ということでありまして、これはま

ことに、もつてのほかの御意見でありまして、三十七年の下期、三十八年になれば営業生産にかからせたい、こういうおつもりで、この法案を提出されておるのでありますが、どの程度民間輸送力というものを形成したいという目標が明らかにならないで、こういうことを計画されるというところは、かつて去年の予算編成当時も景気の見通しを誤らして、設備の過剰投資を刺激して、それが今日の不況を招いておる、この内閣の重大な失敗を、また、この航空機工業の振興計画がもし誤まるようなことになりましたら、ふたたびこれを繰返すことになるのであります。ですから、私はこの航空機工業の投資並びにその生産の年次計画、そして一体どういふところにわが国の民間航空輸送力というものの目標を定めていくかというところが、基本的には定まっていなければならぬと思ひます。ですから、検討中ということでは、これは得心ができませんので、重ねて大臣の御答弁を求めます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) もともと、われわれとしましては、一応の想定はいろいろ持っております。その点につきましては局長から。

○政府委員(若武照彦君) これは正式に公けの機関で定めたものではございませんが、運輸省の推算によりますと、三十二年度の航空旅客人員、これは国内幹線でありまして、四十万六千人、これが三十八年になりますと大体七十三万五千人、四十一年度になりますれば九十万人、こういうふうにかつらうか、こういうふうな推算しておるのであります。

○樺葉夫君 ただいま重工業局長の指示になりました航空輸送力の推定であります。これはあなたの方でお待ちになつていただくだけで、政府として一致した見通しというわけではないので、航空旅客というものがこのように年を追って伸びるだろうという推定に基いて、今回の民間航空工業を振興したい、こういうことでありまして、これはもう少し本質的にしてまいらんと、まじめに法律が今できていますと、軌道に乗るわけですから、軌道に乗れば、このときは単に重工業局だけの見通しでやったのだというだけでは、これは大へんな困の計画を誤ることにありますから、これは本質的に一つすみやかにしてもらいたいということをお願いいたします。

それから第二の、民間航空工業を振興するためにこそ、この法律を出したのである、軍事航空機の生産に転換するようにはならないということでありまして、それならそのように、私は各条文を通じて明確に限定する必要があるのではないかと思ひますが、こういうことは法律技術的にできないことなんでしょうか、そのことが一つ。

○樺葉夫君 技術の向上及び国際収支の改善に寄与すると、この大前提があるわけでありまして、これは将来国内の民間航空には国内でできるものを、ひとり日航といわず、ローカル線の方にも国内機を使わせると、こういうことはつもありがあるのではありませんか。

○政府委員(若武照彦君) 防衛庁の方、先ほど申しました防衛庁の技術研究所の施設を、これはエンジンの試験台がおもてでございますが、これはやはり中型輸送機の開発等につきましても、いろいろ使用されてもらふ必要もございまして、その他防衛庁の関係も、航空の技術につきましても、まあかなりの知識、経験を持っておりまして、これはやはりそういう方を審議会の委員としていろいろ御審議にあずかっていただきたい、こういうふうに思っております。

それから法律技術の問題でございますが、これはそういう意味を含めましていろいろ立案のときに研究していただきましたが、どうもいろいろ共通の材料、部品等の問題も出て参りました。いたしまして、むずかしいような羽目になりまして、立法技術としては、かなりまずいようなことになりまして、それならば、むしろ、先ほど来大臣が申しましたように、運用で、これは民間機の生産中心に運用して参らうということであつたわけでございます。衆議院の方でも、その御趣旨で厳重な付帯決議がつけられたわけでございます。

か。もしあるとすれば、東南アジア等の市場性の見通し等について明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 国際収支の改善につきましては、もとより国内で使います航空機は、極力国産でいかなければならぬと、そうして輸入を防遏するという意味におきましての収支改善が主たるものであります。しかし、これは量産をしていかなければならぬから、あくまで今後におきましては、輸出ということも考えていかなければならぬ。まあ、それにつきましては、日本で優秀なる飛行機ができるということになりましたら、御承知のように各地で今後航空路はどんどん東南アジア諸国におきましては開けて参るわけでありまして、十分今後フィリピンあるいはインド、インドネシアその他の国々につきましても、日本の飛行機が輸出されるという見込みは私は十分あると、かように考えておる次第であります。もとより、まあ具体的に何機というふうな計画を、ただいま作るわけには参りませんが、将来は十分その面にも輸出をしていきたいという意味合いにおきまして、国際収支の改善というものを考えておるわけでありまして。

○委員(近藤信一君) それでは、午前中はこの程度にとどめ、午後は一時半に再開することにして、暫時休憩いたします。

午後二時二十七分開会
○委員(近藤信一君) これより委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたしました。吉田法晴君が辞任し、その補欠として岡三郎君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) 次に、継続調査要求の件についてお諮りいたします。

本委員会の調査案件であります経済の自立と発展に関する調査につきましては、前国会に引き続き今国会におきましても政府の基本方針を初め、産業経済各般の問題につきまして別に調査をいたして参りましたが、本調査は、その対象が広範多岐にわたり、常に内外の情勢の変転に即応して、一貫した調査を行ふ必要があると存じますので、この際閉会の終りにおいても継続して調査を行いたいと存じます。この旨、継続調査要求書を議長あて提出することにより御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(近藤信一君) 次に、午前に引き続き航空機工業振興法案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○古池信三君 時間の関係上簡単に質問いたしますから、どうか簡潔にお答えを願いたいと思ひます。

まず、第一条の目的の中に、この法律によつて「国際収支の改善に寄与することを目的とする。」、こゝにいろいろな条文が掲げてありますが、国際収支の改善といふ点に申して、まず輸入を防護し、さらに輸出を伸ばすといふところにあらうと思ひます。

現在までのわが国の航空機工業の現状から言いますと、おそらく相当な航空機並びに部品が輸入があつたであらう

と思ひますが、これらの実績についてわかつておる程度、お答えをいたしたいといふこと。

それからもう一点、輸出の振興政策といふことにつきましては、先ほどもちよつと話がありましたが、中型輸送機を作つて、これを輸出する、これはなかなか実際の問題となつてみれば、容易ならぬことであらうと思ひます。航空機一機の価格からいいますと、あるいはまたその性能、またはこれを使用する国の側からいいますと、いろいろな事情があつて困難性が多いと思ひますが、これについて相当確実な見通しを政府は持つておられるかどうか、まずこゝの点についてお尋ねいたします。

○政府委員(岩武照彦君) 昭和二十七年に民間航空が再開してから昨年度末までに輸入をいたしました金額は合計九千七百七十七万ドルでございます。今後の問題として大体この種の機種は一機当り七十万ドル見当かと思ひます。これに補給品、その他を加えますと、五割増しとなりますから、年間かりに二十五機とすれば千五百万ドル見当は輸入することになると思ひます。

それから輸出でございますが、これは午前中申し上げましたごとく、東南アジア方面にダグラスDC3という機種を半分使つております。これは世界の他の地域よりもずっと率が多いわけでありまして、この方面に對しましてこの施策が成功いたしましたとして、ある程度の経済ベースに乗りますれば、これは何機と今予想を、はつきりした数字を申し上げられませんが、かなり輸出ができるだらうと考えております。

○古池信三君 それからこの航空輸送事業に對しましては、たとえば日本航

空株式会社等に対しては、政府が従来相当な助成をやつてきておるのであります。これはもとより日本の現状として、必要のあることで、当然と思ひますけれども、これに比較しますと、航空機製造という面においては、今まで非常に国家の助成というものがほとんどなかったといつていいくらいであらうと思ひます。今回こゝの法律案を出して、大いに国産化を推進しようといふ以上は、将来航空輸送ばかりではなく、航空機の工業の振興という意味合から、生産面においても政府が相当な助力をすべきであらうと思ひます。これに對しては本法案についてはその第十二条でありますか、きゝめて簡単な規定がここに定められておりますが、もう少し強力なる措置を講ずるような意思はないかどうか、それに対してお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 実は本年度予算の要求当初に當りまして、この設計研究を行います財団法人に對しまして、政府が出資をした特別法人にしようといふことで予算要求も行ひましたが、いろいろな関係上実現しませんでした、残念に思つております。外国の例を申し上げますと、いろいろ政府出資を行ひますが、あるいは試験研究費をまゐるかえするとかいふふうには、民間航空機の開発につきまして、各国とも非常な助成、援助をいたしてあります。それで、この法案が成立いたしました場合には、この審議会等いろいろな御審議願ひまして、適切な助成あるいは促進の機構につきましても、検討していただきたいと考えております。

衆議院の方の付帯の御決議も第二項においてそういう趣旨のことをうたつておられますので、われわれも実施に當りましては、十分その点も検討いたしたいと思つております。

○古池信三君 次に、第十一条の国有施設の使用の問題ですが、国有の試験研究施設を利用させる、その場合にこの対価を時価よりも低く定めることができるということがありますけれども、この場合時価といふ言葉が、やや異様なようにわれわれは感ずるのであります。そこで、今までも国有の試験研究施設を、民間に一定の対価を支払わして利用させたような事実が相当多かつたかどうか。それからこの場合に時価といふのは一体どういふようなものをさすか、この内容についてお尋ねをいたします。それからなお、この時価よりも低く定めるということとは、結局その航空機工業をやるという者に対して、国がそれだけ助成をする意味でありまして、いつそこゝで国が考へるならば、無償で国の試験研究機関といふものを利用させたらどうか、かういふことも考へられるのです。要するにその収入といふものは国庫の収入になるわけですから、それによつて研究機関が直接にどういふことか、これはなにからうと思ひます。そうなれば、むしろもうたてで使用するといふことも考へられるのじやないかと思ひますが、さういふような規定がここに定められておらぬのであります。それらの点についての政府の考へをお尋ねしたい。

それから最後に、十一條の政令で委任されているような規定があります。が、どういふようなことを政令で書くとしておられるのかといふ点について、合せてお尋ねをしたい。

○政府委員(岩武照彦君) 国有の試験研究施設を利用しました民間企業の例としましては、軍用機であります。富士重工業の今度完成しましたT1F2という中間ジェット練習機の問題があります。これが研究開発の途上におきまして、東大の航空研究所の風洞を使用しています。それで風洞等の使用料の時価といふ問題がございますが、いろいろ関係当局の計算の基礎を他を檢討してみますと、直接費としまして、風洞でありますれば、扇風機を回します電氣代、エンジンでありますれば、エンジンに使用いたしましたものが直接費として必要、間接費といたしましては、人件費の割当、あるいはその施設の償却費の割当等があるわけでありまして、そこで、われわれも当初無償と思つて、いろいろ交渉してみましたが、無償にいたしますと、この扇風機を回します電氣料とか、あるいはエンジンの運転をいたします油の方々が研究所の支出になります。そうすると、相当予算で縛られておる研究所自体が困るような事情がございますので、まあ直接費の方は、これはやむを得ず払うといたしまして、間接費に當ります償却費あるいは人件費等を負担してもらふといふことで話を付けております。で、さういふふうな趣旨のこと、並びにこの試験所のどういふ風洞を使う場合に、さういふことを適用するかといふようなことを政令で定めたい、こゝにさういふことを考へております。

○古池信三君 そこで、現在のこの国有試験研究機関がある。それだけ優秀な研究所がもつたらその独自の研究を進めておられると思ひますが、こゝにさういふ民間の事業者がこゝへ入つて試験研究を行うことによつて、本来

の施設の目的を害するようなことはな
いか、あるいはかような研究所に対し
て犠牲をしいるようなことがないか。
そういう点がやや心配されるのです
が、そういう点についてはどんなふう
にお考えになつてゐるか。

○政府委員(岩武照彦君) これは若干
研究所の性格でも違ふと思つておりま
すが、総理府の航空技術研究所の方
は、この設立の趣旨は、本来この
研究機関は、民間企業等で個々の持
つことが不適当なものの共通設備とし
て作つたものでございます。そういう
趣旨で、あそこにも設備の共同利用の
連絡機関がございます。でありますか
ら、これはそういうふうなお互に利
用し合うもの同士の調整をはかりまし
て、その施設を利用する。これは本来
の目的に合うわけでございます。別段
固有の研究の施設のじやまにならぬと
思ひます。東大の航空研究所、ある
いは運輸省の運輸技術研究所等になり
ます。これは若干固有の研究もござい
ます。そこらあたりは、もちろん
話し合ひで向うの研究なり試験のじや
まをするというこゝろのないように、こ
れは十分運用でやれると考へていま
す。

○古池信三君 それから最初に私が申
上げましたように、航空機の工業技
術というものは、非常に多岐多様にあ
つてゐる。こういう点からいいたしま
して、簡単に航空機工業という、非
常に大企業に片寄つておるような感じ
を与えますけれども、実は掘り下げて
考へていくと、特に部品工業あたりに
おいては、相当専門的なやはり中小企
業を育成していくという線に力を入れ
て、初めてこの総合的な一つの工業が

成り立っていくんじゃないかというふ
うに考へておるわけでありませう。こ
ういふ点については、政府はどんなふう
にお考えになつてゐるか、また従来も
かつてわが国の航空機産業の非常に盛
んであつた当時において、これらの技
術に關する中小企業がどんなふうな
状態であつたか。なお、今後日本の中
小企業振興面からいって、本法案の成
立が非常に寄与するところが多いん
ぢやないかというふうに考へられます
が、これについての見通しはどうか、
お答え願ひします。

○政府委員(岩武照彦君) 現在民間機
を作つておられますので、軍用機の例
になります。新三菱重工の名古屋工
場の例を調べてみますと、あの比較
的小さいと申しますか、工数の少い
ジェット機の機体を作るだけでも、現
在大企業連の企業がそれぞれ二百五十
をこしてあります。もちろん、共通の
ものがあると思ひますが、その企業の
中には、若干材料関係等の大企業もあ
ることはございしますが、その大部分は
もちろん中小企業でございします。そ
れで中小企業のこのいろいろな製品、こ
れはもちろん機械関係もございします
し、電気関係もございしますし、ある
いは化学関係、計測関係と、非常に広
い分野を持つてあります。そういうも
の、この航空の技術水準は、非常に
高い精度、規格を要求しております。
そういう高度の技術水準に中小企業を
持つていくといふこと、あるいはその
生産の方式等を、近代的な管理方式に
のつけるといふふうなことで、非常に
中小企業に對しまして、一つは相当大
きな量の仕事を与える、もう一つは

い精度のものを作る習慣といひます
か、管理方式を教えるといふことで、
この航空機関係の中小企業は、何とい
ひますか、この航空機工業を通じてま
して、まあいわば近代的な経営管理の方
式に踏み込んで参るといふことで、わ
れわれは非常に期待しておるところで
あります。戦争中は、よく存じませ
んが、おそらく日本中の関係業種の工場
のほとんどといふものが、軍用機の生
産の下請工業になつていたんじゃない
かと思つております。そういう面から
もこの国におきまして、一番山の
てつべんの航空機工業の振興といふこ
とを通じて、下の関連企業まで育成す
るというふうな政策がとられておると
思ひます。

○古池信三君 ただいまの御説明にあ
りましたように、この航空機工業の振興
に従つて、あるいはそれと相伴つて、関
連産業、いわゆる中小企業の技術面の
向上、さらにまた、中小企業の設備の
近代化といふことが実現を見るであろ
うといふことは、非常にこれは日本の
現在の立場からいって、けっこうなこ
とだと考へますが、そうしますと、本
法案の第十二条の「政府は、航空機等
の国産化のための設備の設置に必要な
資金の確保に努める」、そういう場合
には、母体である航空機工業に對する
設備の設置等に限らず、今申しました
ような直接の関連産業である中小企業
の設備の近代化といふようなことに
ついても、その資金の確保には政府は努
力するといふふうな考へてよろしいか
どうか、一つこれもお答え願ひします。

○政府委員(岩武照彦君) もちろん、
関連企業につきましても適當な対象で
ありますれば、これは財政投融資等の

直接の対象になりましようし、ある
いはアッセンブルをいたします親企業
といひますか、総合組立企業の保証に
よりまして、下請関係の企業等に、現
在もすでに二十億程度の設備投資が
行われております。これはいろいろ関
係当局のあつせん等もございします
し、あるいは自力で相当やつておるも
のもございします。いずれにいたしま
しても、こういうふうにはつきりした製
品の納入先等が保証されておるとい
ふことになりますれば、金融の面で比較
的レールに乗りやすいと思ひます。わ
れわれの方も、そういう方向で指導し
たいと思つております。

○樺繁夫君 午前中からの御説明によ
りますと、昨年三千万余、本年一億二
千万ですか、試作研究費のために国庫
支出をきめてゐるわけですが、三十七
年度下期以降營業生産に大体からせ
るようなつもりで国の助成計画とい
うものも立てていく、こういうことであ
りますが、一体わが国の民間航空のど
の会社に、将来一体どのくらいの中型
輸送機を作らせるか、何か計画がある
んでしやうね。

○政府委員(岩武照彦君) 生産機数に
つきましては、午前中に申し上げまし
たように大體年産二十五機見当かと
思つております。この飛行機は中型機
でございまして、割合工数も多いもの
でございしますから、月に二機と申しま
すれば、小型の戦闘機あたりになりま
すと、これはもう十機をこすような仕
事の量でございします。かなりの仕事に
なるわけですが、どの企業に作らせるか
といふことでございしますが、これはま
だ実は具體的な検討をいたしておりま
せん。と申しますのは、今後いろいろ

設計あるいは木型製作の仕事を進めて
参りまして、あるいは翼と胴体とを分
けて作らせて、どこかで組み立てた方
がいいか、あるいは別の会社の作ら
せてそこでまとめてやつた方がいい
か、いろいろ検討の余地があるわけ
です。これはもう少し研究、試作の段階
が進みましてから決定するのが適當で
はないかと思つております。

○樺繁夫君 これは三十七年の下期以
降年産二十五機という生産目標でござ
いますか。

○政府委員(岩武照彦君) 正確に申し
ますと、三十七年度半ばごろまでに試
験飛行機の二台機が作られて、こ
でしばらく飛ぶわけでございします。そ
うしていろいろ性能、設計等の改善す
べき点もございしますし、いろいろ
試験飛行を行いました結果で、營業生
産になると思ひます。やはり三十八年
度になるんじゃないかと思ひますが、
その辺から積極的に国内の航空輸送事
業者に對しましてこれを使うように充
り込むわけですが、もちろん、試験飛行
に際しまして、いろいろとそういう
航空事業関係の人たちと共同で試験飛
行を行わなければいけません。そ
ういふことを十分に安全性を確保した上
で、われわれの方といたしましては
できるだけ輸入しないで、この飛行機を
使つてもらいたいといふような行政指
導をいたしますし、また、その際たと
えば関税の問題でありますとか、ある
いは外貨の割当等を通じて、積極
的に国産機の使用を勧めて参る、こ
ういふことになるだろうと思ひます。そ
の晩で、もちろん注文が要りますか
ら、はつきり初っぱなから月々の注文
があるかどうかわかりませんけれど

も、ならして見ますれば、大体その見当の需要はあり得るのではないか、こゝういふに推定するわけでござい

○樺葉夫君 三十八年度から年産二十五機、それですと、こゝ先ほどの航空輸送の見通し等の御発表があったわけですが、国内需要とそれから輸出の市場がどうも手探りである感じを受け

○政府委員(岩武照彦君) これは別段それで押えるという意味は毛頭ございせん。注文があればこれは幾らでも作るべきだと思つております。ことに

○政府委員(岩武照彦君) これは別段それで押えるという意味は毛頭ございせん。注文があればこれは幾らでも作るべきだと思つております。ことに

○政府委員(岩武照彦君) これは別段それで押えるという意味は毛頭ございせん。注文があればこれは幾らでも作るべきだと思つております。ことに

○政府委員(岩武照彦君) これは別段それで押えるという意味は毛頭ございせん。注文があればこれは幾らでも作るべきだと思つております。ことに

千百メートル前後の滑走で、悪い条件の場合でもよいようでありまして、一番手ごろの飛行機と、こゝういふふうに思つております。今の安全性とそれ

○樺葉夫君 東南アジアのちやうど雨季に双発の何に乗つたことがありますが、カルカッタからラングーンでし

○政府委員(岩武照彦君) それはまあ、この程度の飛行機は双発の場合が普通多いようございまして、われわれの方の研究も、双発と最終的にきめたわけ

○政府委員(岩武照彦君) それはまあ、この程度の飛行機は双発の場合が普通多いようございまして、われわれの方の研究も、双発と最終的にきめたわけ

○政府委員(岩武照彦君) それはまあ、この程度の飛行機は双発の場合が普通多いようございまして、われわれの方の研究も、双発と最終的にきめたわけ

○政府委員(岩武照彦君) それはまあ、この程度の飛行機は双発の場合が普通多いようございまして、われわれの方の研究も、双発と最終的にきめたわけ

は輸入するという御答弁でございませう、そうしますと私もしろうとの考

○政府委員(岩武照彦君) これは御指摘の通りでございまして、われわれもぜひエンジンも国産でと思つております。ただ、御承知のごとくプロペラ

○政府委員(岩武照彦君) これは御指摘の通りでございまして、われわれもぜひエンジンも国産でと思つております。ただ、御承知のごとくプロペラ

○政府委員(岩武照彦君) これは御指摘の通りでございまして、われわれもぜひエンジンも国産でと思つております。ただ、御承知のごとくプロペラ

○政府委員(岩武照彦君) これは御指摘の通りでございまして、われわれもぜひエンジンも国産でと思つております。ただ、御承知のごとくプロペラ

○政府委員(岩武照彦君) これは御指摘の通りでございまして、われわれもぜひエンジンも国産でと思つております。ただ、御承知のごとくプロペラ

産化の望みを捨てたわけではございせん。これはもちろん、並行しまして

○阿部竹松君 そこで問題になるのは、この法案ができて飛行機が試作さ

○阿部竹松君 そこで問題になるのは、この法案ができて飛行機が試作さ

○阿部竹松君 そこで問題になるのは、この法案ができて飛行機が試作さ

○阿部竹松君 そこで問題になるのは、この法案ができて飛行機が試作さ

○阿部竹松君 そこで問題になるのは、この法案ができて飛行機が試作さ

できないということになると、アメリカさんから持つてくるか、イギリスから持つてくるかということになつて、

○阿部竹松君 さて、この点の見解はいかがでございましょうか。

○政府委員(岩武照彦君) エンジン国産化の望みは決して捨てておりませんし、また、御指摘のように、これは国産化の前提になるわけでありまして、

○政府委員(岩武照彦君) エンジン国産化の望みは決して捨てておりませんし、また、御指摘のように、これは国産化の前提になるわけでありまして、

○政府委員(岩武照彦君) エンジン国産化の望みは決して捨てておりませんし、また、御指摘のように、これは国産化の前提になるわけでありまして、

○政府委員(岩武照彦君) エンジン国産化の望みは決して捨てておりませんし、また、御指摘のように、これは国産化の前提になるわけでありまして、

当初の飛行機は国産のエンジンが間に合わなくて輸入になるかもしれぬというやうなことを申し上げたわけであり、決して捨てておりませんし、また、そのつもりでございます。まあ、大体のところは飛行機七十万ドルの値段でございます。エンジンは十萬ドル見当に相なります。それだけ国際収支のあれもございまして、私も極力国産化を急ぎたいと思つて、せいぜいこの法案成立いたしましたら、エンジンの方の補助を上げるような予算も、一つ合成ゴムに負けずに取りたいと思つております。一つよろしくお願いいたします。(笑)

○阿部竹松君 合成ゴムに負けるとか負けぬとかいう問題じゃなくて、これは同じ省内でも他の局ですから、局長は合成ゴムの方より自分の方へほしいと思ひになるでしようけれども、第二点目の質問は、あなたに対してではなく、通産大臣は両方の局を把握しておられるのだから、片方は十億圓もどんどん出して、片方は同じ重要産業であつて、航空機工業を振興しなければならぬといつて、こつちはさつぱり……、仏作って魂にならぬじゃないか、そのつり合ひをお聞きしたい。

それからもう一つあわせて御答弁願ひたいのは、さいぜん椿委員が触れておりました、双発の飛行機、だれも乗りませんよ。というところは、北海道から東京と、東京から福岡まで日航機が四発が通つておりますね、それからもう一つは日航、北日本航空、青木航空、これは双発飛行機、単発、これもおこがしいですが、これは大体三割程度料金が安いのですよ。あなたのおっしゃるやうに安全であれば、その方に

乗るべきはずなんです。しかし、通産大臣も局長でも安い方に乗つたというのを聞いたことがないのです。それほどやはり安定がない、有形無形の。僕の言うことがさだかといふことであらう、これからあなたたちはどの飛行機に乗つたか、明確に教えてもらわなければならぬ。そういうやうなもので、これから四年も五年もかかつてきたものが双発である。なお、エンジンはイギリスから十萬ドルで買わなければならぬ、そういうふうなべらぼうなことがございまして、四年も五年もたつたら、また時代おくれの飛行機になつて、それからあつてお金を出してエンジンが日本であるのは、昭和七十年ぐらになつてしまふのです。どうですか大臣、そういうあたり

の見通しはございせんか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 合成ゴムとの比較、これはまあ、私比較にならぬと思ひのでありまして、合成ゴムにつきましては十億圓の出資をいたして無利息でやつておる。それに匹敵するものを今飛行機をやるかどうかといひますと、これは機構の問題だと思ひます。新しい航空機工業の特殊法人のやうなものをやるかどうかといふことになるのでありまして、ただいまのところ、民間の航空機工業を振興して、そこ、それにつきましては、もちろん相当な金を貸していかなければならぬ。それだけのまた措置がなければならぬ。ただいまやつておることは、補助金を出しておる程度のことなんです。遺憾ながら、まだ日本の航空機工業は、その程度にしか基礎を持っておりません。しかし、これも

決しておろそかにすべきことでありまして、極力その面も進めていくかたわら、部分品等の点につきましても、またエンジン等の点につきましても、さらに一歩一歩進めていかなければならぬのであります。その意味からいまして、こういう特殊会社でないに、全般的な振興法をはかつて、こゝろ、こゝろのことです。もちろん、将来にはもっとそれだけの素地ができれば、合成ゴムに対する助成以上にどんどんやつていかなければならぬ時代が早急に來るものと確信いたしておるのであります。また、そういうことのすみやかにいきまふやうな方針のもとに、この審議會でいろいろ方針なり御意見を伺つて、早急に振興のできるやうに、また、技術の進歩しますやうなふりにやつていきたいといふふう

に考へておるわけでありまして、まあ、おそきに失したとおしかりをこゝろむるかもしれないが、それだけにまた、早くやるべき重要性を持つておるというふうに考へておるのであります。また、ただいまも局長から御答弁申し上げたやうに、決して国産化を放棄しておるわけではありせん。もちろん、需要に応じていかなければならぬ。極力最も適当な航空機を作り出すといふことが肝心なわけでありまして、双発より四発といふことで考へていかなければならぬことも、私十分承知いたしておるのであります。それらの点につきましては、極力そういうやうな方向へ推進をしていきたい、かように考へておるのであります。要はとにかく早く手をつけて、そしてより一歩進歩をはかつていくといふことになつて、決してただいま申し上げ

ましたやうなことにこだわつておるのではなしに、さらに適切な方向に向つて推進をしたい、こゝろ、こゝろに考へておるわけでありまして、

○樺繁夫君 エンジンの国産化を放棄したわけではないといふ、えらい消極的な考へですね。私はこの法律案が通れば、現状ではエンジンの国産化といふことは、その域にまで達してないけれども、研究とか、試作といふものは並行していくものだ、私はお聞きしないので、自分でそう思つていたのですが、今、局長のお話によつて、エンジンの方の補助を放棄したわけでありまして、まことに消極的、これは非常に不満です。双発を四発にしなければならぬといふことも、これは双発なんといふのは全く古いのです。ですからこれも飛行機等の関係もございまして、これは全く古い並行して研究を進めていくといふことではなければならぬと思ひます。法律の十二条には、先ほどもちよつと御意見が出ておりました、国産化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものと。これはこれだけじやなしに、すでに通産省としては、大蔵省なり、あるいは開業銀行などと、三十七年の下期から営業生産に入れるというちやんと目標も定まつておるのですから、何か助成についての年次計画といふものがなければならぬと思ひますが、一つそういうことを明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) お尋ねの点の助成の問題でございますが、これは三十七年度末までに、この研究に幾らかの金がかかるかといふことのお尋ねかと存じております。こまかい年度別は

まだ策定いたしてありませんが、この四年間に試験飛行で飛ばします飛行機が二つ、それから共同試験で飛ばします飛行機が一つ、この辺がかなり金を食ひますので、大体二十九億近くの金がかかるのではないかと思つております。もちろん、これは国の補助金といったやうな積極的な助成の対象になるものでございまして、試験研究の段階でございまして、通常の金融あるいは財政投融資といふやうなことは、ちよつとまかなえないだらうと思ひます。これは積極的に補助金とか、場合によりましては政府の出資をするとかといふことで、助成をして参りたい、こゝろに考へておるつもりです。それで営業生産になりました場合には、どういふやうないわゆる設備資金が要るかといふ問題でございまして、これはまだ実はあまり検討をされておるやうな数字は申し上げられぬのでございまして、現在軍用機を作つておる建物とか、あるいは種々の工作機械でありまして、こゝろ、こゝろのものばかりでこの飛行機の生産に利用できるのではないかと思つております。従つてあとは特殊の治工具でありますとか、工作機械でありますとか、それはからエンジンの国産化に必要な加工の機械といふものが中心になるものと思つております。

○樺繁夫君 二十九億程度試作研究のため必要だといふのは、営業生産に入る段階までの研究のための経費でございまして、これは国庫補助と会社負担との比率はどういふことになるわけですか。

○政府委員(岩武照彦君) これを現在までのやうなやり方で、約半額を国が

まだ策定いたしてありませんが、この四年間に試験飛行で飛ばします飛行機が二つ、それから共同試験で飛ばします飛行機が一つ、この辺がかなり金を食ひますので、大体二十九億近くの金がかかるのではないかと思つております。もちろん、これは国の補助金といったやうな積極的な助成の対象になるものでございまして、試験研究の段階でございまして、通常の金融あるいは財政投融資といふやうなことは、ちよつとまかなえないだらうと思ひます。これは積極的に補助金とか、場合によりましては政府の出資をするとかといふことで、助成をして参りたい、こゝろに考へておるつもりです。それで営業生産になりました場合には、どういふやうないわゆる設備資金が要るかといふ問題でございまして、これはまだ実はあまり検討をされておるやうな数字は申し上げられぬのでございまして、現在軍用機を作つておる建物とか、あるいは種々の工作機械でありまして、こゝろ、こゝろのものばかりでこの飛行機の生産に利用できるのではないかと思つております。従つてあとは特殊の治工具でありますとか、工作機械でありますとか、それはからエンジンの国産化に必要な加工の機械といふものが中心になるものと思つております。

○樺繁夫君 二十九億程度試作研究のため必要だといふのは、営業生産に入る段階までの研究のための経費でございまして、これは国庫補助と会社負担との比率はどういふことになるわけですか。

補助金として助成するといいたしますれば、残りの半額の十五億近いものが、これは財団法人、ひいては民間企業の負担となるわけでございます。これはなかなか困難のことと思っておりますので、今度でございます審議会等にお諮りいたしまして、一体どういう方法がいいのかというところは、これは十分検討しなければいけませんので、先ほど申し上げておりますように、あるいは政府の出資といった形で、腰を据えて助成する必要があるのではないかと思っております。

○委員長(近藤信一君) これは本日はこの程度でとめます。

○委員長(近藤信一君) 次に、水洗炭業に関する法律案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○青柳秀夫君 ちょっとお伺いいたしますが、今度の法律を御提案になりましたのは、簡単に申し上げますと、なぜ法律を必要とするかという点でございます。伺いますと、今まで田川市とか、その他の町村では、すでに条例でこういうことを取り締まるというか、規制をされている。それからその問題が全国的なものではなくて、事の性質上北九州に限られているというところから考えますと、あるいは従来通り市町村の条例なり、さらには県の条例でこういうことをおやりになれば、間に合うのではないかとというような考えもいたしますので、この機会にぜひ法律を制定される必要があるかという点についての御見解を伺いたいと思っております。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 御存じのように、炭鉱には今租鉱権と申すものがございまして、この租鉱権が初めて

は先と申しまして、法律の外にありまして、それが使用権になり、さらに租鉱権になったのでございまして、現在この洗い炭でいわば選炭をいたします石炭が、大分福岡県でもざっと七、八十万トン出ているわけでありまして、さらに、政府の計画でも、これのみではございせんけれども、昭和五十年には八百万トンも産炭が入っているわけでありまして、そういう面からいいますと、この洗い炭というものを法律の中に全然置いておくということ、これは、石炭政策上も考えなければならぬ問題ではないかというふうにも考えるわけでありまして、ここに、最近のように低品位炭利用ということが叫ばれますし、また、電力用炭が比較的

低品位でも十分利用できるという段階になりますと、ますますこういったものの使用が多くなって参ります。ですから、一つには石炭政策全般から言いますと、あるいは鉱山保安法の外に置くというところは、いかかかと考へて法の中に置く、こういう趣旨が一つあるわけでありまして、それから被害の面から申し上げますと、なるほど従来も市町村条例等でもありましたけれども、市町村の村道なんか被害を与えます場合は別といたしまして、用排水路とか、あるいは里道なんかの場合には、なかなか条例で取り締まるということも困難でありますし、ここに河川の関係におきまして、各市町村並びに各県ともおの行政管轄を異にしているわけでありまして、そういった点からも、一元的な円滑なる取り締まりが必要ではないか、こういうわけで法律をいたしたわけであり

ます。なるほど地域的に見ますと、常磐あるいは福岡あるいは佐賀、長崎、こういうところにはや限定されておりますけれども、それは主として石炭の産地というわけでありまして、やはり石炭政策をいたしましては、今申しましたように法律で一元的な規制の必要がある。かように考えて出したわけでございます。

○青柳秀夫君 いま一つお伺いいたしたいのは、先般地すべり防止法案でございますが、あれも炭鉱地のこういうような問題と非常に関係が多いように思うのでございまして、あの法律ができましたら、やはりさらにこの法律が必要かという点について伺いたいと思

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実は地すべり防止法案でも、法律のかんりの部分を管理権のないボタ山の採掘その他による被害について規定しておるわけでありまして、あれは管理権のないボタ山だけでありまして、その他のボタ山自体は、現在ではボタ山自体は鉱業法に入っておりますが、ボタ山の採取その他によって被害が起るといふ場合には、やはり的確な法律の適用がないわけでありまして、管理権のないボタ山だけの場合でございまして、一般的な場合には、地すべり法案は適用がない、かように解して、この法律の必要性を認めたわけでございます。

○青柳秀夫君 ごく簡単にお伺い申し上げますが、ボタ山の所有権というのは、その石炭を掘った炭業者の方の所有権でございましょうか、それともどちらの所有権になっているかという点、その点も一つお尋ねいたします。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) これはむしろ現在行政をやっておられます政府の方が、答弁をされるのがいいかと思ひますが、われわれが考えておりますのは、やはりボタ山は、一応そのボタ山を捨てたところの炭業者の所有である、こういうふうにまあ考えておるわけでございます。それが管理権がなくなるといいますか、その他時効その他でなくなるといふ場合には、これは別でありますけれども、一応はやはり炭業者の所有である、われわれはこう考えておるわけでありまして、

○青柳秀夫君 そうしますと、ボタ山というものの所有権が、炭業者であるならば、ボタ山から生ずるいろいろな何と申しますか被害というか、そういうことに對しましては、炭業者も一定の責任はあるわけではございまいしょうか。これはまあ提案者というより、政府に伺った方がいいかと思うのでありますが、今回の水洗炭業の法案に関連して、これがとにかくボタ山を、何といひますか、水洗して、その中から有効な石炭を採取すると、こういうことは石炭政策上も必要かと思ひます。しかし、それが度を越して、また危険をおかしてやる場合においては、非常に被害がある。そのときの責任は、水洗炭をやる人の責任であるのか、あるいはその水洗炭をやるさらにもとの炭業者も共同責任であるのかという点をお伺いしておきたい。

○政府委員(村田恒吉君) お答えいたします。水洗炭業者がボタ山から石炭を採取いたします場合に、まずそのボタ山が、炭業者が現に所有しており、この管理の義務を持っている、そういう場合に、炭業者がその水洗炭の業者との間の正式な契約に基きまして、水洗炭業者の名において水洗炭という仕事をやっております場合は、これは水洗炭業者の責任でございまして、しかしながら、炭業者が水洗炭業者を独立した存在としないうで、単にその機関として、手足としてこれを使つて、そしてそのボタ山から石炭を採取しております場合は、これは炭業者が当然それによつて生ずるいろいろな面についての責任を持っているわけでございます。

○青柳秀夫君 いま一点お伺いいたしますが、今回のこの法案が制定になりますと、危険防止というより、一面、これは登記になりますから、非常によくなると思ひますが、水洗炭業者が相当の規制といひますか、制限を受けますので、あるいは水洗炭業というもののそのものから見れば不自由になるかと思ひます。そうすると、業者の方では非常に困るといふか、あるいはそれに従事される失業者といひますか、そういうような者も出てくるし、また石炭が、これでもまあ廃物利用じゃないかもしれませんが、そういう道が開ざれるというふうなこともなるかと思ひますので、この法律ができたために影響する長所と、短所といひますか、そういう点については、どういふふうにお考えになつておられるか。その点だけをお伺いしておきます。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 今お話がありましたように、被害防止その他においては、確かに長所となつて現われるわけでありまして、御心配のよう

に、あるいはこの水洗炭によって作業方法が規制されるということになりまして、あるいは採算が立たなくてやめていくのではないかと。失業者が出るのではないかと、こういう御心配でありまして、確かにその心配もあるわけですが、しかし、これは私は行政のよろしきを得れば、ほとんど防げるのではないかと思っております。たとえば一河川を使用しておりますが、たとえば河川に、汚濁水といいますが、そういうものを流すにいたしまして、比較的被害の少ない場所から流すというように、そういうふうに位置の選定というものが、非常に大事な要素になるわけでありまして、県その他で指導されれば、かなり防げるのではないかと、考えるわけでありまして。

それからもう一つは、労働行政全般から見ますと、これらの業態は、基準監督署が監督に行きまして、あるいはもうその企業は解散して、いなくなったり、あるいは賃金未払いが起りましたも、事業者が行方不明になつておる、まあこういう状態が非常に多うございまして。そこで、ほとんど監督もできないで、放置されておる、こういう事情でありますから、そういう面から見ますと、登録制の実施によつて、いわゆる雇用を完全化する、こういうよい面が同じ労働政策でも出てくる、かように解釈しておるわけでありまして。

○相馬助治君 関連してお尋ねしたいのですが、私全く石炭というところについてはわからないのですから、事は常識にあるいは無い、ないしは今まで質疑が行われておりましたら、その旨をお答え下されば、あとで速記を讀ま

してもらいますが、私一つ心配いたしましたのは、法律は立法者の意思を離れて、できてしまひますと、法律自体としての効果を發揮して参りますし、そういう場合に、その法律の存在することによつて起きてきた現象については、当然政府がその責任を負うという形になるということについては、今度この法律案を起案した多賀谷代議士自身、よく御了解だと、かように思ひます。そこで、この法律ができることによつて、水洗炭業というものが、とにかく一つの職種として法的に規制されるわけですから、そこで、低品位のものも使われるからして、将来この職業が絶えることなく続くという見通しも立てることなく、石炭山の掘られる限り、逆にならば、文字通り炭石は炭石として、そこにはこの石炭といふものを含有しないものが生じてくるというふうな事態が一つは予想されると思ひます。また、その点はさうでないまでも、いろいろな燃料政策の面から、そういう低品位のものについては、もう採算割れでもつて、水洗炭業などというものが立ちいかないという場合も、予想されると思ひます。そういうたしますと、ここで法律で規定されたその職業において生じますところの、この業を經營する者の損害は、その者の自身の意思によつてやつておるのですからして、国に向つて損害を要求すべき筋合いのものでございませうから、道義的にはどうか知りませんが、法律的にはどうも困難な問題が起きるとも予想されませんけれども、労働者の場合には、今質問にありますが、

場合に、そういうある事態になつて、水洗炭業といふものがある全くだちいかなくなつたときに、相当量の失業者が生じたというふうな場合に、これを登録をして地方自治体が、ある程度の責任を持つてそういう者のめんどうを見るというふうなことが予想されるのか。それともやはり法律で規定した職業であつて、そこに生じたところの失業者であるから、国の一つの行政事務として、労働省あたりが動いてこの問題を解決しなかつたらならないというふうなことになるのか。それとも、全く私の言うてゐることが現実を知らぬ者がたわごとで、さういふのでしたら問題はおかしいと、さういふのでしたら問題は別なものが、その辺のことは、この水洗炭業の将来とにらみ合せていかかものか。多賀谷代議士、ないしは簡牛代議士から、一つ御意見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実はこの水洗炭と申します業態といひますか、そのものをどういふように石炭政策の上に乗せていくかというところが、今の政府はおきめになつていないわけですから、先般石炭合理化法が通過いたしましたけれども、その石炭合理化法も、規制をする面がずっと出ておきます反面に、今度は増産増勢にいくという法律が出ておるわけでありまして、一体低品位炭利用といふことが盛んに叫ばれておるけれども、これをどうぞん保護していくんだと、こういう政策も積極的には出ておりませんし、それかといつてこれはいかぬと、さういふわけでもなく、今申しましたように昭和五十年には八百万トン組まされておるといふことで、はつきりした

わけです。ですからさういふ政策がよりはつきりいたしますならば、私たちがもう少しこういふ法律でなく、いわばどちらかに進んだ法律になるわけですから、まあ、その辺がはつきりいたしませんから、一応主として被害防止ということに重点を置いたわけでありまして。

それから将来これがふえるのかどうか、たとえば技術が高度に進むと減るのではなからうか、さういふことも考えられるわけでありまして、これはいづゆる技術と申しまして、選炭技術が非常に進みますと、もうカロリーのあたるところの石炭はほとんどボタにならなうな状態になりますと、さういふことはなくなるわけでありまして、しかし選炭技術が進むと、比例とは言いませんけれども、それと同じ速度でもありませんけれども、若干似通つて、また低品位炭のだんだん品位の低いものまで利用されると、さういふような関係もありまして、さういふような関係であるか、あるいはさういふものがあるか、はつきりその点はわれわれもわからないわけでありまして。

それから石炭が不況になつてくると、失業者が出るんじゃないかというわけでありまして、この不況になつた場合は、これはこの法律を離れまして、どちらにいたしましても失業者が出たりするわけでありまして、これはむしろこの法律外に大きな問題として出てくると思ひます。さういふ場合は、一体どこが責任を負ふかという話でありまして、それはやはり国の失業者対策、労働行政の一環として救済されるものである、かように考えておる

わけでありまして。大体以上であります。あるいは答弁漏れがあるかもしれせん。

○相馬助治君 私が聞いてゐることにしてはよくわかりました。ただしさうとでありまして、さういふ、それがわからぬので、もう一度念を押してお聞きしたいと思ひますが、一体炭石を利用した炭石炭をとるということが私はわからない。炭石を利用して別な工業をやるというのなら、ここに新たに立法をして、そのものを助けてこれを奨励していくということであるのですが、石炭山で炭石を取つて、掘りかすの中にまだ炭石があるから、その炭石を取るものの被害防止というけれども、ともかく国の法律によつてその職業を固定化するというふうなことに結論的になるところのこの立法措置が行われて、これが炭石採掘といふことについて、何らの常識を持たない私であるから、さういふ疑問を持つたかと思ひますが、さういふ多賀谷代議士のような専門家では気づかない、これはまた、やはり普通の頭の者が容易に考える疑問じゃないかと、さう思ふんです。いわば、簡単にいへば、水洗炭業などといふものを立法化して、被害を防止したり助けたりするならば、むしろ国の補助でもやつて、石炭山でその炭石は全く泥と石しか出さぬと、炭石を全く穴の中で、ないしはその炭石所を取つてしまつて、いわば水洗炭業などという職業の成り立たないように持つていくということ、国の石炭行政の正しいあり方であつてはならないと、私はさう思ふんです。にもかかわらず、さういふものを

立法しなくてはならないというからには、現実はこの法律を必要としていて、このことはわかるのです。従って、私はこの法律に反対しようとしていないのです。しかし望ましい姿は、この法律は五年なり六年なりに失効をいたしまして、そうして昔水洗炭業があつたげなような伝説として残るようなことこそが、これは私は望ましい姿だと、こう思っているわけなんです。従いまして、その辺のことについてはどういふことになつてゐるのか、もう質問すべき用語を知らないのですが、私が疑問に思つてゐる点はわかつていただけたらと思つてゐます。一つこれは率直に御指導願ひたいんです。

が、選炭設備を持たないで、そのまま原炭を出すわけでありまして、そういった場合に、さらにそれを譲渡を受けた水洗といふことによつて選炭をして、その水洗といふ部分もあるわけでありまして、さらに将来超音波その他による非常に高度の選炭機が出ますと、あるいはそういうものはなくなるかもしれないけれども、そういう高度な機械はやはり大企業しかできないのでありまして、中小企業ではやはり利用価値の若干あるものが捨てられるのではないかと、こゝういふようにも考えられるわけでありまして、ですから今まで利用価値のなかつたものが再生をされておるといふのが大部分でございます。

従つて、そのボタ山をくずして残つておるエネルギーを取り出して、水洗しては売つていくという業者が非常に多い、こゝういふことであります。北海道あたりは、非常に新規に開発されておりますし、また、きわめて、全般的に申しますと、中小炭鉱の数は北九州ほど多くありませんので、こゝういふ現象が少い、こゝういふように考えられます。それから、先ほどの御質問の低品位炭の問題でございますが、これは多賀谷代議士から申し上げました通りでございます。将来選炭の技術、つまり石炭をよく洗ひまして非常に良質なものにしていくという選炭の技術がきつて進んで参ります場合、また、現在の技術におきましても、もつと業者が熱意を持つて徹底的に選炭をやると、こゝういふ熱意を持つてやるようになります。どうしてかといふのは、こゝういふ熱意を持つてやるようになります。ボタ山として捨てられていく部分が少なくなつていくわけでございます。将来の姿としましては、こゝういふボタ山の堆積といふものは、ほんとうの石炭だけが積まれる、その中に残された大事なエネルギーをもう一回その中から取り出していくといふたようなことが起らないことが望ましいことでござい

て、できるだけその捨てるものの中へむだがないように、石炭を掘るときからそのむだがないような掘り方をさせる。選炭の技術を向上させ、選炭を熱心にやらせる、こゝういふことによつて出て参りました低品位炭といふものを、極力需要面に振り向けたいといふことが、一番大事なことではないかと。そこで、将来におきまして、現在のわれわれが考えておりましたいわゆる精炭の、現在指定統計に載つておる大幅に増大して参りますエネルギー需要といふものに対しては、なかなか需要をまかない切れない実情でございまして、従いまして、どうしても低品位炭といふものを相当程度利用していかなければならないことが第一、第二に、自然条件、次第々々に深いほうへ入りまじたり、こゝういふ自然条件の悪化、それから炭鉱の機械化が非常に進んで参りました、その結果、どうしても、低品位炭といふものが出てくる数量がふえるわけでございます。そこで、こゝういふ低品位炭といふものをできるだけ使つてもらう。従来低品位炭があまり思ひ切つて生産されなかつたといふ大きな理由は、これに伴う需要がなかつたわけなんです。ところが、最近におきます電力の、特に火力発電の非常な発達、特に低品位炭だけをたぐうような設備が発達して参りました。その意味において、電力部門に対する低品位炭の需要といふものは、大幅に今後増大する見込みでござい

て、できるだけその捨てるものの中へむだがないように、石炭を掘るときからそのむだがないような掘り方をさせる。選炭の技術を向上させ、選炭を熱心にやらせる、こゝういふことによつて出て参りました低品位炭といふものを、極力需要面に振り向けたいといふことが、一番大事なことではないかと。そこで、将来におきまして、現在のわれわれが考えておりましたいわゆる精炭の、現在指定統計に載つておる大幅に増大して参りますエネルギー需要といふものに対しては、なかなか需要をまかない切れない実情でございまして、従いまして、どうしても低品位炭といふものを相当程度利用していかなければならないことが第一、第二に、自然条件、次第々々に深いほうへ入りまじたり、こゝういふ自然条件の悪化、それから炭鉱の機械化が非常に進んで参りました、その結果、どうしても、低品位炭といふものが出てくる数量がふえるわけでございます。そこで、こゝういふ低品位炭といふものをできるだけ使つてもらう。従来低品位炭があまり思ひ切つて生産されなかつたといふ大きな理由は、これに伴う需要がなかつたわけなんです。ところが、最近におきます電力の、特に火力発電の非常な発達、特に低品位炭だけをたぐうような設備が発達して参りました。その意味において、電力部門に対する低品位炭の需要といふものは、大幅に今後増大する見込みでござい

は、現実はこの法律を必要としていて、このことはわかるのです。従って、私はこの法律に反対しようとしていないのです。しかし望ましい姿は、この法律は五年なり六年なりに失効をいたしまして、そうして昔水洗炭業があつたげなような伝説として残るようなことこそが、これは私は望ましい姿だと、こう思っているわけなんです。従いまして、その辺のことについてはどういふことになつてゐるのか、もう質問すべき用語を知らないのですが、私が疑問に思つてゐる点はわかつていただけたらと思つてゐます。一つこれは率直に御指導願ひたいんです。

が、選炭設備を持たないで、そのまま原炭を出すわけでありまして、そういった場合に、さらにそれを譲渡を受けた水洗といふことによつて選炭をして、その水洗といふ部分もあるわけでありまして、さらに将来超音波その他による非常に高度の選炭機が出ますと、あるいはそういうものはなくなるかもしれないけれども、そういう高度な機械はやはり大企業しかできないのでありまして、中小企業ではやはり利用価値の若干あるものが捨てられるのではないかと、こゝういふようにも考えられるわけでありまして、ですから今まで利用価値のなかつたものが再生をされておるといふのが大部分でございます。

従つて、そのボタ山をくずして残つておるエネルギーを取り出して、水洗しては売つていくという業者が非常に多い、こゝういふことであります。北海道あたりは、非常に新規に開発されておりますし、また、きわめて、全般的に申しますと、中小炭鉱の数は北九州ほど多くありませんので、こゝういふ現象が少い、こゝういふように考えられます。それから、先ほどの御質問の低品位炭の問題でございますが、これは多賀谷代議士から申し上げました通りでございます。将来選炭の技術、つまり石炭をよく洗ひまして非常に良質なものにしていくという選炭の技術がきつて進んで参ります場合、また、現在の技術におきましても、もつと業者が熱意を持つて徹底的に選炭をやると、こゝういふ熱意を持つてやるようになります。どうしてかといふのは、こゝういふ熱意を持つてやるようになります。ボタ山として捨てられていく部分が少なくなつていくわけでございます。将来の姿としましては、こゝういふボタ山の堆積といふものは、ほんとうの石炭だけが積まれる、その中に残された大事なエネルギーをもう一回その中から取り出していくといふたようなことが起らないことが望ましいことでござい

て、できるだけその捨てるものの中へむだがないように、石炭を掘るときからそのむだがないような掘り方をさせる。選炭の技術を向上させ、選炭を熱心にやらせる、こゝういふことによつて出て参りました低品位炭といふものを、極力需要面に振り向けたいといふことが、一番大事なことではないかと。そこで、将来におきまして、現在のわれわれが考えておりましたいわゆる精炭の、現在指定統計に載つておる大幅に増大して参りますエネルギー需要といふものに対しては、なかなか需要をまかない切れない実情でございまして、従いまして、どうしても低品位炭といふものを相当程度利用していかなければならないことが第一、第二に、自然条件、次第々々に深いほうへ入りまじたり、こゝういふ自然条件の悪化、それから炭鉱の機械化が非常に進んで参りました、その結果、どうしても、低品位炭といふものが出てくる数量がふえるわけでございます。そこで、こゝういふ低品位炭といふものをできるだけ使つてもらう。従来低品位炭があまり思ひ切つて生産されなかつたといふ大きな理由は、これに伴う需要がなかつたわけなんです。ところが、最近におきます電力の、特に火力発電の非常な発達、特に低品位炭だけをたぐうような設備が発達して参りました。その意味において、電力部門に対する低品位炭の需要といふものは、大幅に今後増大する見込みでござい

て、できるだけその捨てるものの中へむだがないように、石炭を掘るときからそのむだがないような掘り方をさせる。選炭の技術を向上させ、選炭を熱心にやらせる、こゝういふことによつて出て参りました低品位炭といふものを、極力需要面に振り向けたいといふことが、一番大事なことではないかと。そこで、将来におきまして、現在のわれわれが考えておりましたいわゆる精炭の、現在指定統計に載つておる大幅に増大して参りますエネルギー需要といふものに対しては、なかなか需要をまかない切れない実情でございまして、従いまして、どうしても低品位炭といふものを相当程度利用していかなければならないことが第一、第二に、自然条件、次第々々に深いほうへ入りまじたり、こゝういふ自然条件の悪化、それから炭鉱の機械化が非常に進んで参りました、その結果、どうしても、低品位炭といふものが出てくる数量がふえるわけでございます。そこで、こゝういふ低品位炭といふものをできるだけ使つてもらう。従来低品位炭があまり思ひ切つて生産されなかつたといふ大きな理由は、これに伴う需要がなかつたわけなんです。ところが、最近におきます電力の、特に火力発電の非常な発達、特に低品位炭だけをたぐうような設備が発達して参りました。その意味において、電力部門に対する低品位炭の需要といふものは、大幅に今後増大する見込みでござい

○阿部竹松君 まあ、そういうことでいいかもしれませんが、私どもは法律学者でございませんで、きわめて常識的なことで条文を判断してみますると、石を洗うと石炭が出る、こういうことに通ずるわけですね。洗炭機から石炭を採取するものというこゝとになればあれですが、衆議院の方は選挙でお忙しいから十分論議されなかつたと思うのですが、これはもしお直しできれば、私は直していただきたいと思ひます。

その次に、さいぜん相馬委員も触れましたが、石炭局長は、北海道の山は新しいと言ひましたが、北海道でも慶応初年から掘つておる山がたゞさんあります。常盤地方にも九州に劣らない古い所がございします。しかし、常盤、北海道等におきましては、こういう問題は全然起きませんよ。土屋県知事のおる福岡だけなんです。私、別にこだわるわけでもございせんけれども、たまたま北海道知事と福島県知事は、これは社会党なんです。福岡の、問題起きておる所は、これは自民党さんなんだね。これはもう県のやっぱ行政でやるべきだ、こう思うのですね。それと同時に、これは両代議士にお伺ひすること、政府当局からお伺ひしたいことは、社会党だけが賛成で自民党さんが反対ということである場合には、議員立法もございします。しかし、もう簡牛代議士の所屬しておる自民党さんが現在政権を握つておられるのであるから、こういうのは四百数十名の議員各位が全く賛成だということであれば、将来行政をタッチする政府をして提案せしめて、そうしてわれわれが賛成するということが出来なかつた

か。その点を、これは大臣に聞くのが当然かもしれませんが、大臣がお見えになりませんで、議員立法されたところの動機、内容、それを両代議士と石炭局長にお尋ねいたします。

○政府委員(村田恒君) 政府が水洗炭業につきまして特に法案を準備いたしました理由は、大体次に申し上げるような理由に基いておるわけでございます。

第一点は、従来被害防止のために水洗炭業の取締りをしてくれという要望が福岡のほうからもあつたわけでございますが、水洗炭業はきわめてその設備が簡易な事業でございしますし、また、その事業が行われましますのも、きわめて地方的なローカルなものでございします。その取締りは、まず第一次的に県の条例によりましてある程度取り締り得るのではないかと、こういう考え方から国の立法はいたさないという建前をとつたわけでございます。

また同時に、先ほど来各委員から御意見もございしましたし、また、多賀谷代議士からもお話がございしましたけれども、水洗炭業の法律を実施することによりまして、場合によつては、これだけの供託金を積んでまでこの事業をやるのはいやだ、それだけの事業をやるのにたえないというふうなことが起つて参ります。場合によつては失業問題ということも考えられます。そういう場合には、やはり府県の方が第一次的にどうしても責任を持つてお取り締りになると同時に、その失業問題、それに伴つた金融上の御心配もしてあげるといふようなことも、府県が責任を持つてやつていただかなければ、なかなか国としてはむずかしいのじゃないか、こういう点をいろいろ考えまして、国としての立法というもので今まで進んで参らなかつたのが実情でございします。

また、第二には、地すべり防止法というふうな法律が今回国会を通りまして、これと鉱山保安法と両々相待ちまして、水洗炭業のおもな原料でありますところのボタの出でくるボタ山につきまして、災害が起らないようにいろいろな行為の禁止制限といったようなことを規制するようになったので、無秩序な水洗炭業者の発生を、ある程度抑制するようになったのではないかと、いふふうに考へて、国の立法をするといふところまで踏み切つて参らなかつたわけでございます。

第三点は、水洗炭業の手をえすおもな被害といふものは、主として勝手に流します汚濁水の放流に基くものと考へられますが、この汚濁水の放流につきましては、先般来水質汚濁防止法について具体的な取締りの基準を設けるように、その前提としての法律的な措置を今考慮しておる段階でございします。水洗炭業をその水質汚濁防止法の対象の一環として取締りをする考えなければ、運用もきわめてむずかしいであらうし、実効も期しがたいのじゃないかという考えもございまして、当面のところ水洗炭業取締りのために、特に国の立法をするといふところまで参つておらなかつたわけでございます。

また同時に、先ほど来各委員から御意見もございしましたし、また、多賀谷代議士からもお話がございしましたけれども、水洗炭業の法律を実施することによりまして、場合によつては、これだけの供託金を積んでまでこの事業をやるのはいやだ、それだけの事業をやるのにたえないというふうなことが起つて参ります。場合によつては失業問題ということも考えられます。そういう場合には、やはり府県の方が第一次的にどうしても責任を持つてお取り締りになると同時に、その失業問題、それに伴つた金融上の御心配もしてあげるといふようなことも、府県が責任を持つてやつていただかなければ、なかなか国としてはむずかしいのじゃないか、こういう点をいろいろ考えまして、国としての立法というもので今まで進んで参らなかつたのが実情でございします。

○衆議院議員(多賀谷貞雄君) 実は、地すべり防止法も、あるいは鉱山保安法も、一方は最近制定され、さらに、鉱山保安法は従来からあるわけでございますけれども、今申しましたように、地すべり防止法でも、これは管理

権がないボタ山だけでありまして、管理権がないボタ山と申しますのは、筑豊にも十をこえる数字はないわけでございます。ですから地すべり防止法でかなり大部分を占めております法律も、實際適用には、まあほとんどないと言つても、ほとんどないと言へば、法律とは言えないけれども、十をこえない問題、こういうふうな考へるわけでも、そこで地すべり防止法が通つても、何も一般的な水洗炭の被害を取締るわけにはいかない。さらに鉱山保安法にしましても、これは今申しましたように、鉱業権者が捨石または鉱さいを堆積することによる損害の場合だけでありまして、それをさらに採取して別のところで水洗いをする、こういうことについては、何らの法律の賠償義務がない。あえて言うならば、民法の不法行為だけに依つては、こういう性格のものでございします。一方、その作業がきわめて無秩序に行われておるのでありまして、被害はかなり甚大であります。そうして被害者といひしましても、鉱業法に、鉱業権者の場合は、はつきりした無過失賠償責任の規定はありますけれども、洗炭の場合には、民法の規定によるのでありまして、實際問題としてはなかなか賠償を請求することが困難であり、事実問題としても解決しておりません。そういう意味におきまして、どうしても法律が必要であらう、かように考へたわけでありまして、これらの法律を作らなければ、被害防止並びに被害賠償の完壁は期し得られない、こういう意味で法律の必要性をわれわれは感じておるわけでありまして。

○衆議院議員(簡牛九夫君) 政府の方の提出といふことが、なかなか見通しが立ちかねましたので、結局社会党さんと話し合つた上で、議員立法という案に出ました次第でございします。

○阿部竹松君 私のお伺ひしているのは、そういうこととございしません。法律は必要だとか、法律の内容ではないとして、両党意見の一致を見て、満場一致で決定した法案ですから、当然法案ができれば、われわれの手を離れて、とにかくた方がやるわけですね。その場合に、やはり行政がタッチするのであるから、なぜ政府に出させなかつたのか、こういうことをお伺ひしているのです。政府が出してしかるべきだ、もちろん、議員立法を幾ら作つてもかまわれないことにはなつておりますけれども、この種の法案は当然はかの法案と関連があるから政府が出すべきである、出すのであればですね、そうしますと、さいぜんの石炭局長の答弁のようなことになる。衆議院が四百七十何名ですか、四百六十何名そろつていて、政府を出させるだけの力がなかつたのですか。

○衆議院議員(多賀谷貞雄君) 御存じのように、現在鉱業法の完全な監督ができていないというのが実情であります。盗掘、侵掘されました、なかなか行政的に行き届かない。それに洗炭まで監督しなければならぬということになれば、大へんだというのが實際問題としての政府の考へではないかと思ひます。しかし、私たちは盗掘あるいは侵掘、施業案の完全実施といふことを、やはり政府としてやつてもらわなければなりません。それらに全うできないから、洗炭はこの外に置くと

○衆議院議員(簡牛九夫君) 政府の方の提出といふことが、なかなか見通しが立ちかねましたので、結局社会党さんと話し合つた上で、議員立法という案に出ました次第でございします。

るわけですが、この法律の説明会

といひますか、この指導というものは、これは当然法律の主管官庁である通産省がやりなると、かように考えておられます。

○阿部竹松君 いや、おやりになるではない。あなたが起案者ですから、やれと、こういふふうに言うてもならなかつたら、おやりになるであらうでは困る、この法律ができるまでは。できしめば、当然行政府の解釈でやられるのですけれども、そのあたり、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) それは、主管官庁でありますから、当然この法律の説明会とか、あるいはそれを現在の洗炭業者が徹底させ、こういうことは、通産省がやるべきである、これは通産省の設置法の中に明記されておりますから、やはりこれは石炭行政の一部でありますから、そういうふうになると思ひます。

○相馬助治君 これやほしろうとの心配なんです、非常に杞憂に過ぎるということになるかもしれない、そうしなければならぬんですが、この法律ができた、そうしてこの解釈上、許可上、まあいろいろな予算問題が起きたときに、政府として、そんな言いがかりは言うべきでないけれども、もともこの法律は、できるときからあまり賛成じゃなかった。ところが、非常に熱心な代議士さんがいて、どうしてこれを作れと言ふものだから、それからだを張って反対するものでもなかつたので、まあ作らせたので、そのころは、どうも国では予算措置上用意もないし、それはぜひ福岡県の方にやってもらわなければ困るんだ。そうするとまた、県の方は、いや、あの法

律ができるときには、災害を防止するといふことに目的があつたので、そんなやこしい、めんどうなことは、これはおれたちの責任じゃないのだ。こんなことにならなかつた、はつきりしていればいいんですが、なりかねないやうなことがありそうなのが、多賀谷代議士と政府側にお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) それは、行政官庁が責任を持たれるならば、そういうことはいいと思ひます。

○政府委員(村田恒君) 立法院を通過いたしました、法律が施行されました場合に、行政府といたしましては、これを忠実に執行する任務があると思ひます。その趣旨にのっとりまして、この法律の施行についてもその心がけて処理していきたいと思ひます。

○相馬助治君 その、しかしながらの先がくせ者なので、……、わかりました。最終的には、この法律の精神にのっとり、担当官庁である通産省が責任を持って執行する、これが結論ですね。

○政府委員(村田恒君) 仰せの通りでございます。

○相馬助治君 名答弁。(笑聲)

○阿部竹松君 日本国中に十数県に石炭採掘をやっている事業所があるわけですが、なぜし、福岡県だけ国会にテナヤンヤするほど問題になつておりませんけれども、こういう法律を会期暮切れごろ出してきて、福岡県の知事の援護射撃、福岡県知事にとかく一切権限を委任するといふのですから、そうすると、通産大臣の名前をお借りするトラの威をかりキツネさむらいの法案だといふふうに私考するので、同時に衆議院のお二人のおっしゃることは、昭和五十年になると八百万トン、この種の洗炭事業によつて石炭が出る、それは石炭業界の洗炭といふこの種の産業がどれほど進歩しているか御存じないから、ここ二、三年はまだまだ出るかもしれないが、あと五年くらいたつたら、ああいう石炭は絶対出ませんよ。ですから今の数字を計算してとにかく結論的にポンと出したお答えだろと私は思ひます。

○阿部竹松君 それで確かに佐賀、長崎に必要かもしれないが、北海道出身の平塚さんもこれに名を連ねておりますから、そういうことになるかもしれない、私も、正直に申し上げて、この法律で果して阿先生がおっしゃるような成果が上がるかどうかといふこと、私もこれは立法できるのですから、議員立法は幾ら作つてもけつこうですけれども、少くともやはり十分検討した完全なものでなければならぬ。それと同時に、実施を都道府県知事に委任するのですから、都道府県知事のやり方によつては、相当違つた面が出てくる。そういうことも私は正直に申し上げて心配しておるわけです。それから汚水等についても、必ず石炭を掘っている所の川を汚すわけです。洗炭業者の方においても、現

千高度化したつある。あるいは大規模にやりつある、こういうことも現実でございまして、洗炭、その他が非常に盛んになりまして、阿部委員御存じのようになりなかつた大規模のようになつてゐるものがあります。ですから、さういふものも法律の外に置くのもどうか、さういふふうに言つたわけでありまして、八百万トンと申しますのは、将来非常にいい選炭機ができて、それから取られるところのいわば選別炭なども含んでおるわけでございます。これは福岡だけではありませんで、社会党の方では長崎、佐賀も含めて提案をいたしましたのであります。ことに、佐賀は最近だんだん業者が多くなつて、しかも今まで被害がなかつたのに、急に被害が出たのですから、むしろ佐賀あたりも非常に一生懸命この法案の成立を願つておる、さういふ実情でございます。

○阿部竹松君 それで確かに佐賀、長崎に必要かもしれないが、北海道出身の平塚さんもこれに名を連ねておりますから、そういうことになるかもしれない、私も、正直に申し上げて、この法律で果して阿先生がおっしゃるような成果が上がるかどうかといふこと、私もこれは立法できるのですから、議員立法は幾ら作つてもけつこうですけれども、少くともやはり十分検討した完全なものでなければならぬ。それと同時に、実施を都道府県知事に委任するのですから、都道府県知事のやり方によつては、相当違つた面が出てくる。そういうことも私は正直に申し上げて心配しておるわけです。それから汚水等についても、必ず石炭を掘っている所の川を汚すわけです。洗炭業者の方においても、現

在採掘している所の汚水を流す。これは汚水防止法とか何とかいうことで規制してございしますが、汚水だけとめるというところになれば、当然この法律で縛れるはずである。それから筑豊にボタ山がたくさんございしますけれども、表面の方はさういふ事業でやれたとしても、最後まで掘つてしまつたといふことはとうていできません。さういふことも判断すれば、この法律はあまり有効にならぬのじゃないかといふことと、もう一つは、私はさういふ法律をもつて洗炭業者を縛るといふことより、政府の石炭政策といふものは全く無為無策、あるときは絶対必要だと言ふ、昨年は五百五十万トン出してほしといふ話であつたのに、今年は九百万トンと多くなつてゐる。さういふ三人や五人の洗炭業者をどうしようといふのでなく、石炭政策に衆議院の各位はメスを入れるべきです。その本家本元をやるべきなのに、その本家本元をいけれども、こちらにも必要だといふやうなことは、衆議院の先生方にとられる行為でないといふふうに私は判断をするのですが、あなた方は本家本元についてどうお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) この法律は、なるほど衆議院が提案いたしましたけれども、関係議員は参議院の先生方も、これは何も提案者でございせんけれども、賛成をされて、どちらから出すかといふことで、衆議院から出した方がよろうといふことで、原案は実は参議院の法制局で一番最初は作つてもらつたといふやうな事情もあるわけでありまして。

それからも一つ誤解がございす。この水質汚濁という点は、まだ水

質汚濁防止法ができません現在、日本の法制では、水質を汚濁するということは、これは認容の義務と申しますか、現在の民法では損害賠償の対象になりません。そこで、鉱業法以上の賠償義務を要求しているものでございませう。やはり鉱業法の範囲内で、必要最小限度の分だけを責任をもって追求しているわけでありまして、鉱業法では、現在石炭を出しますときの排水によつて水質が汚濁する、この分についてはまだ賠償は確立しておりませんから、その点については、この法律にもないのであります。でありますから、この問題につきましては水質汚濁防止法とか、そういうような法律ができればできますけれども、この水洗炭業に関する法律だけで取り締まるわけにはいきません。しかし、現在その放流によつて川底が埋められる、こういう場合はやはり鉱業法の適用によりまして、鉱業権者も賠償義務がありますから、その範囲において水洗炭業者にも賠償義務がある、こういうふうに考えております。

いたしましては、鉱業権者が行方加害と、水洗炭業者が行方加害を区別されることは非常に困る、そういう意味で、その範囲内でこの法律を制定したのであります。私たちがそれ以上のことは、現在まで考えておらないわけでありませう。

○高橋進太郎君 それでは第二条に、「石炭の掘採により生じた廃石を水洗する」こういうことになっておりますが、たとえばよく私のいなかでは、鉄道や何かの廃炭が土に埋まっているのを掘り起してやるということ、これは含まないのですか、というのは、石炭そのものから見れば、元はやはり採掘した石炭なのです。それは今言うように、工場や、あるいは鉄道なんかで管理処理が悪くて土に埋つたり、あるいは捨ててあつたりするのを、パタヤや、一般人が掘り起してやっておりますが、こういうのはこれに含むか、含まないか。

○衆議院議員(多賀谷具稔君) やはり事業としてやっておるといふことでないから、それらを含まないといわれれば解釈するわけです。私たちは法律でそのことは予想しなかつたわけでありまして、一応事業としてやっていないといふことで、それらは含まないといふ解釈されると思ひます。

○高橋進太郎君 いや、私のやつはそれを業とした場合ですよ。というのは、第二条に「石炭の掘採により生じた廃石」とありますから、その直接「石炭を採掘したために生じた廃石でなければ、いいのかもしれない。ところが、その石炭の掘採というものを、捨ててある石炭だつて、もとをたせれば、採掘された石炭なんで、そう解釈すれば、やはり採掘による「石炭なん

すれば、やはり採掘による「石炭なん

で、そういうふうにも解釈されるが、そこらはどうなんですか。

○衆議院議員(多賀谷具稔君) このボタ山の採取をやる場合でも、水洗しないので採取だけする場合がある、いわゆるボタ炭といふんです。この場合にはやはりこの法律にかからない、かように解釈しております。

○高橋進太郎君 そうすると今言つた通り、鉄道なり、工場なりの管理が悪くて、その辺の土に埋つてあるものを水洗いをする場合にも含むわけですね、しかも、石炭業としてパタヤか何かが水洗いをして、その石炭を処理した場合はどうなりますか。

○衆議院議員(多賀谷具稔君) 事実問題として水洗いをするといふことはありませうか。

○高橋進太郎君 私の方で、大体工場とか、鉄道とかを大体パタヤがやはり何人かあれて、それで埋め立てをしてたり何かして、それを石炭の値段が高くなつてくると、それを水洗いして掘り起してきて、そうしてそれを売つたり何かしてやるやつがいるのですよ、実際問題としてそういうものは法律の適用に私はならないと思ひますが、それは今の石炭の掘採によると、こう書いてあるから、私は含まないものと思ひますが、どうもわからないものですから……。

○衆議院議員(多賀谷具稔君) 立法者としては入らないといふつもりで書いておる。しかし予想しなかつたことな

○高橋進太郎君 それからもう一つ、私は議員立法だけに、やはりここで解釈によつて行政取扱いのときにはつき

りとしておかないと、将来行政取扱い上問題になると思ひますのでお聞きするのですが、それとお聞きしたいと思ひますのは、十四条の規定で事業の何といふんですか、「全部又は一部の停止」を命ずるのですか。そのときでも十一條の規定を準用して聴聞をしなければなら

ないと、こういうのですが、こういうことになる、実際の違反といふものが取り締まれないのじゃないか、要するにタイミングの問題として、言いかえますならば、違反行為を停止する、ところが、その停止命令を出すのに、どうもこれを聴聞委員会にかけるということになりますと、なかなかやれないので、普通の行政のあれですといふと、行政処分は行政処分として、停止命令なり何なりを出さしておいて、その命令自体が違反であるならば、それに対する訴願なり、異議の申し立てをさして、一応その違反行為は停止させておくといふことが、従来の、今までの行政慣例なんです。ところが、今十四条のような書き方で、今言う違反行為があつても、停止命令をするのに聴聞をしなければならぬ、聴聞委員会にかけなければならぬといふことになる、実際問題としてその違反行為に対して停止命令が出せない。そうすると、この法律全体がどこをねらつたのか、非常にどうもそういう違反行為を取り締めるために、せっかく作つた法律が実際問題としては動かぬ、あるいは

間合に合わない、こういう形になるのじゃないかといふ気がするのですが、その辺のところの立法者の御意見を伺ひます。

○衆議院議員(多賀谷具稔君) その事業停止命令を出す前にも、改善命令を

出す場合にも聴聞をしていふじゃないかといふことだと思ひますが、非常に親切に取り扱つた、こういうことであります。

○高橋進太郎君 その点はどうもはつきりしないのですが、その次にもう一つお聞きしたいのですが、十六條の二項の規定に「各水洗炭業者は、連帯して損害を賠償する義務を負ふ。」こ

う書いてありますね。普通民法で連帯といふことは、みんながその損害に対しては連帯共同責任を持つといふ意味に解されるのですが、ところが、その次に来て前項の「連帯債務者相互の間に

おいては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。」という規定ですと、あれでしょう、もう前の方は何と申しますか、損害をかけた者に対しては、もう連帯して共同責任を負つて、ただ負担部分は内部関係だけは、その負担部分だと、こういう意味なん

ですか。

○衆議院議員(多賀谷具稔君) 前の規定は、実はボタの採取のような場合には、比較的起らない、これから起るわけですが、どちらがどうやつたかわからない場合も多いのであります。それで鉱業法の場合と違ひまして坑内の石炭が、地上から見えないといふことではありますけれども、責任分担といふのがはつきりしない、こういうやうなことで一応連帯損害賠償の義務を課したわけですね。

○高橋進太郎君 何かはつきりその連帯の意味がはつきりしませんが、それからもう一つ、先ほど十四条の規定で、まあ今の行政処分をする場合において、非常にその効果が薄いと思ひますが、先ほど相馬さんからも質問が

第九部 商工委員会議録第二十一号 昭和三十三年四月二十二日 【参議院】

ありましたように、一たんこういうものを登録すると、石炭の何といふか、景気のいいときには割合に保証金も積んだり、登録料も払うでしょうが、同時に今度は石炭の二、三年前のうちに非常に炭価が安くて、そうしてどうにもならない、こういうときには、登録権者の今度はまた何といふか、営業の賠償といふんです。そういつたような問題が出てきやしないかという気がするのですが、そのときの措置というものは、どういうことになるのですか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 賠償といふんです、企業が倒壊したとか、閉鎖しなければならぬ場合の賠償……。

○高橋進太郎君 補償ですね。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 補償ですか。これは結局自由経済でございまして、一応その補償の面について、この法律の外にある、こういうふうに考えているわけでありまして。

○高橋進太郎君 そうしますと、この登録制度というものは、ちょうど漁業権のように新たに権利を付与するのではなくて、要するに純然たる災害防止のために一つの登録制度を施行して、そうして業者を育成して、非常に正常なる仕事をさせるのだ、従って将来、それが登録したからといって、それを営業保障とか何とかという、営業権に対する保障という問題とは別に、別になつてくるのだ、これはかりに起つたとしても別個の問題だと、こういうふうにご了解してよろしいわけですね。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 御存じのように、現在の鉱業権でもさらに出願を認め、さらに施業案の認可をいたしまして、現在その通りであります。

す。ただし、国の政策で合理化法のよるな国の全体のそういう、低品位炭を出すとか、あるいは能率でも悪いものは規制するのだ、事業そのものを縮小するのだ、こういう方針がある場合には、これは別である、かように解釈するわけですね。

○高橋衛君 私も石炭のことは全然わからぬのですが、お教え願ひたいと思つておりますが、第二条の定義のところで、「掘採により生じた廢石を水洗することにより石炭を採取する事業」、これはよくわかるのですが、「及び石炭を水洗する事業」の後段の及び以下はどういう意味でございまして、

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) これはなかなかわかりにくい規定だと思つておりますが、実は現地ににおられる方はすぐわかるわけですから、ボタを採取して水洗するというのは、すぐわかるわけですが、その次の石炭を水洗するというのは、これは主として中小企業で選炭機を持たないで、坑内から掘り出したまま、何ら選炭をしないものの、譲渡を受けたとき、そうして水洗という原始的な方法によつて選別をする、こういう事業でございまして。

○高橋衛君 そうしますと、後段の石炭を水洗する事業というのは、ボタ山に関係ない一般的な、どこにでもある事業でございましょうか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 私たちは一応鉱業権者の鉱業法に基づく選炭は含んでいないわけでありまして。ですから鉱業権者としてやっている場合でなく、鉱業法に基づくものでなくて、し

法で水洗をしておる、こういう場合であります。

○高橋衛君 この第四条と第七条との関連で少しお聞きしたいのでありますが、第七条の拒否条件の中には、たとえばすでに登録の申請が行われている場所に申請をされたものというふうな規定はないようでございますが、その二つの関係から申しますと同一の土地、同一のボタ山に対して採取の場所を違ふかもしらぬ。水洗施設の位置を示す図面はちゃんと書いてあります。が、そのほか省令で定める事項にどういふことが入っているかよくわかりませんけれども、とにかく同一のボタ山に対して、幾つでも登録が行い得るといふ解釈してよろしいでしょうか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) それは現実問題として、事業者の違ふ場合もございまして、当然一つのボタ山で幾つでも登録が行われる、こういうふうな解釈すべきものと思つております。

○高橋衛君 もう一つお聞きしたいのですが、第七条にこれも拒否条件がないのでありますが、第四条に水洗施設の位置を示す図面は書いてありますが、この同じ位置に示された登録が申請された場合にも、この登録は拒否することとはできないと解釈せざるを得ないと思ひますが、その点はどうかでございましょうか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 事実問題として、できないことなのであります。これは事実上その事業を行つ場所がないと、こう考へざるを得ないと思ひます。

○高橋衛君 法律問題としては、それは事実上できないといふことがむしろ

おかしいので、第七条で同一の場所に申請された場合には、それは拒否条件に当然なる。そうしなければ行政官庁としては、それは法律上拒否するところの権限はないのであつて、当然にそれは許可しなければならぬといふことに解釈できないでございまいしょうか。法律の問題としては、当然法律構成としてはそう考へざるを得ないと思ひますが、いかがでございまいしょうか。まあ、そういうふうな極端な場合を除きまして、少くともすぐ隣接して、そうして実際のこの水洗炭業としてはなほ不適当だと思はれるような場合においても、拒否することができないことは、これははっきりいたしておると思つております。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) それは法律構成にした方が、行政官庁としてはやりやすいのじやございませぬか。これは立法の問題でございませぬか。今の場合もしもその方がやりやすいのであれば、その方に訂正する方が妥当であらうと思ひます。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 主として私たちは登録拒否の手續としては、いろいろまあこの身分的な、罰金刑に処せられたとか、あるいは執行中のものとかいふことは別にいたしまして、あとは被害を中心に置いたのであります。登録拒否は被害に重点を置いたものでありますから、営業が成り立つか成り立たないかというふうなことは、あるいは事業そのものを規制する、こういう観念は比較的に入れていないのであります。でありますから、今申しましたように同一河川ででき得るならば、やはり認めざるを得ない。こういうふうなまあ考へるわけ

○高橋衛君 それではこの点は政府にお聞きいたしますが、立案者は被害の防止をもつて重点に置いてお考へになつておるようでございまして、けれども、国家的な立場から申しますならば、やはり被害の防止という点から見ましても、その水洗炭業というものが、ある程度ベイスするということがなければ自然無理をいたしまして、その被害を加へることになる。しかも、その被害の賠償というものは、なるほど五十万圓積むとか、まあその他の規定はございませぬけれども、むしろそういうふうな賠償をさせる前に、そういうふうな被害の賠償が起らないような状態に水洗炭業を指導するといふことが、私はこれは国の立場として、また親切的な政治として当然あるべき姿だと私は思つております。そういうふうな観点から、政府はその点についてどういふふうにお考へでございまいしょうか。

○政府委員(村田恒吉) ただいまの仰せの御趣旨は、全然政府としては同感でございませぬ。仰せの通り初めからそういうふうな、ベイスしないような事業を初めからかりに登録の権利をこれに設定するものではございませぬけれども、単に登録という制度でありまして、それが登録といたしまして、これを再行上においてこれをできるだけ回復すべきであると考えております。ただ第七条は、ここに私ちよく立法技術上それをどういふふうにして持つていつていか、今すぐに考へが出て参りませぬけれども、第七条は非常に府県に對しまして、広範な裁量の余地を、与えておるようになつておるわけですので、その広範なる裁量の範囲内に

おいてペイしないようなものは、これを拒否していくということは、運用の上においても行い得るのではないかと考えております。

然たるお気持ちのようではありますが、この条文を読んでみますとただいま多賀谷先生がお読みになりましたように、「公共の用に供する施設を損傷し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する」というふうにはつきりとこれは限定をいたしておるのであります。いやしくも拒否という問題についてはこれは権利の侵害でございすから、厳格に解釈するのは、法律上当然の問題でございす。従ってこれを拡張して解釈して、そういうペイしないような場合には、従ってペイしないことから無理をして損害を与えるというふうな間接的な問題については、この第七条を適用すべきでない。普通の法律上の解釈では私はそう考えるのです。従ってそういう場合には、登録を拒否することはできないと私は考えなければならぬと思っております。問題は、今立法の際でございすので、もしも曲りなりに下手なりにでき上ってしまつたものを、行政上どう解釈するかという問題と、ただいま理想的にわれわれが一番よくするのには、どういふふうに規定したらいいかという問題と、これは別の問題でございす。その観点から率直にこれは御意見を伺いたいと思つてございす。

○高橋衛君 もう一、二点お伺いいたしたいのでありますが、これはあるいは御質問が出たかも知れませんが、これは所有権には関係ございせんか。ボタ山自体の所有権には関係ございせんか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) 実には立法者として、この洗炭炭業者、洗炭炭業者をどう持つていくかというところについては、この法律の範囲外に出てるわけですが、これは個人の意見はいろいろございす。しかし、これをどういふふうを持つていくか、たとえばこれは合理化の線で持つていきま

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○衆議院議員(多賀谷眞穂君) ございせん。

○高橋衛君 それで、この登録をするのは第七条の拒否条件に満たなければ、必ず登録を拒否することができないのでございすから、優先的に、つまり早く登録の申請をした人に、必ずその登録が行われるという結果になります。

○高橋衛君 その点も率直にお答えを願いたいのでありますが、これは立法の際でございすから、やむを得ずそう解釈せざるを得ないからこういふふうな省令を作つたんだというところなしに、現状において、立法の際に考える場合において、やはりそれを拒否条件にするならば、第七条に書くのが妥当である、そういうふうにお考えになりますか。

○高橋衛君 先ほどの政府当局の御答弁は、第七条の条文を読み方によつて、何とかなりはしないかというばく

○政府委員(村田恒君) 私、そういうふうには読めるのではないかとはいふに、一応考えたのでございす。軽率な発言でございすしたが、仰せの通りこの第七条は制限的に列挙してございすので、これを拡張解釈によつて、ただいま高橋委員のお話のような場合救済できない。救済することはこの条文の解釈上無理だところ考えます。

○高橋衛君 そういふふうに、つまり所有権の侵害になる行為であるという

○高橋衛君 第四條においては、省令に委任している範囲は、第七条の拒否

○委員長(近藤信一君) 速記をやめて。〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記をつけて下さい。

○阿部竹松君 さいせん申し上げました通り、本法案が実施される場合においても、炭界の好況によつて実施されたり、法案が必要でなかつたりしますもので、それと関連して、石炭局長にお尋ねしますが、二、三日からの新閣で、貯炭が相当余っている、従つて大手十三社が十八社か知りませんが、二十億の金を投資して、そうして石炭の貯炭組合を作るといふような新聞を私が見たわけですが、その一日前に、今度は公取の方で、そういうことをやるのは独禁法違反であるといふような、これは新聞記事ですから、私、どこまでその信頼性があるかわかりませんが、そういう一連の、関連して石炭業界の動きと、現在置かれてある貯炭の状態、そういうことについてお尋ねいたします。

○政府委員(村田恒君) 仰せの通り、これは石炭を掘り過ぎたのではなくして、実は天候その他いろいろな産業界の動向によりまして、需要が一時的に減退いたしました。そのために相当に貯炭を抱えておることは事実でございます。ただし、その貯炭は全体として多いのでございまして、主としてこれは需要家のヤードにあります貯炭が非常に多くて、いわゆる業者貯炭というもの、まだノルマルの貯炭として多いといふだけの数量でございまして、全体としては、確かに相当な貯炭を抱えておることは事実でございます。これに對しまして、今年度さらに五千六百万トンの生産といふものを目標として進めておるわけでありまして、この五千六百万トンの生産の数字といふものは、われわれは変更する意思は全然持っておりません。ただし、短期的な現在置かれております貯炭対策というだけでなくして、石炭鉱業が、本来、景気の変動に對して、きわめて弾力性が乏しい企業であるといふ根本的な理由から、恒久的な貯炭対策といつたしまして、第一に電力会社と共同でもつて貯炭場を持つてもらいたいといふことを、前から話をしておりました。これが一時、石炭業界から反對であるかのような意向も伝えられましたが、最近これは石炭業界としては、ぜひ進めてほしいといふことがございました。これを目下進めております。さらにこれはきわめて最近のことでございますが、今お話しした貯炭の大手がいわゆるダンピングをするおそれのあります石炭を、約五十万トンほどのものをこれを買取会社といふものを初め考えたのでございまして、しかし、買取会社案といふものは、これは今の独禁法の建前で、とうてい無理であるといふことで組合にしたらどうかといふことをわれわれが話をいたしました。目下その組合といふものの形において金融の措置並びに公正取引のどの範囲まで許されるかといふ問題について研究をしている段階でございまして、まだ、それは具体案としては上つてきておりません。また、公正取引委員会の新聞記事も、公正取引委員会がこれに反對であるといふ新聞記事も私も読みましたが、これは事実というところはござい

ません。逆に公正取引委員会の方から、新聞にこういう記事が出ておつたけれども、自分の方はそういうことを言つた覚えはないといふことを連絡をして参りました。これが経過でございます。

○阿部竹松君 それでは公取委員長にあとで来ていただいておりますしなれば、独禁法といふものが、これは局長ではおわかりにならぬかもしれませんが、業者なり需要者数が同じですから、同じように会社にした場合には独禁法にかかる、それから組合にした場合には独禁法にかからぬといふことを私は心配したわけですが、しかし、それは事実無根だといふことですね。

○政府委員(村田恒君) さようでございします。

○阿部竹松君 それからもう一つ、あなたの本年度計画ですね。昨年度は業界があなたの方と相当話し合つて五千六百万トンの数字を、河野経審長官の御説明によると、去年は雨が順調に降つたので石炭を使つたので、電気が余つたといふのですけれども、電気会社をそれを調べて見てと大体百八十万トンくらいなんです。そうしますと、百八十万トン以上余つてゐるのは、一体どういふ理由かといふことになる、と同時にもう一点は、本年もあなたの方の計画に基いて石炭がまた余ることになりはせんか、こういう点を実は心配するわけですが、そういう点は全然御心配無用という御答弁ですか。

○政府委員(村田恒君) 今後の主として豊水の状態、われわれも御承知のよう一番の大きな需要先は電力でございまして。電力用炭が本年度のわれわれの計画通り千四百万トン程度を電力に引き取つてもらいたいといふことを今進めておりますが、これは何分にも天候の問題がございまして、それとさらに電力側と強力に折衝しておりますところ

は、石炭をある程度の条件をつけますと、その条件に従つて石炭を供給した場合には現在計画されております油の使用量をさらに電力において減らしてもらふ、こういうことを進めております。それと、それによつて相当程度、百万トンくらい石炭といふものは電力部門だけでもこれを浮かし得るのじゃないかといふ計画を立てております。その他セメントその他の産業部門につきましても、極力油の消費を抑制いたしまして、それで国内炭の使用によつてこれをカバーしていくという方策を進めておりますので、政府といたしましては、あくまで、業界の方とは若干食い違いがあるかもしれませんが、当初の旗じるし通り五千六百万トンの出炭計画といふものはくずさない、また、それに対する必要なる需給調整措置といふものは次々と手を打っていく、こういうふうな考へて今研究を進めております。

○阿部竹松君 最後にお尋ねいたしますが、独禁法にかからぬといふことになりまして、その経営者が組合になるか会社になるかわかりませんが、それと、とにかく何十万トンか石炭を買ひおくことになるわけですね。経営者が会社になるか組合になるかわかりませんが、一つの買取機関を作つて何十万トンの石炭を買ひ、こういうことをやるということになる、あなたの方の通商産業省当局は賛成であるか反對であるか、あるいは賛成だとすれば、当然お金が必要になつてきますから、銀行等にそのお金を借りるために、あなたたちは運動なされるかどうか、そういう点についてお尋ねいたします。

○政府委員(村田恒君) 独禁法のあれは事実無根であると申し上げましたのは、新聞記事に現れておりました公正取引委員会のこの考え方に対して、独禁法の建前上反對であるといふようなことを言つた覚えはないといふことを通知して参つたわけでございます。しかしながら、たとえ組合の場合におきましては、その行います協定行為の内容によつては、どの程度までが独禁法に抵触するかどうかといふことは、今後公正取引委員会の方とさらに折衝を続けなければならぬのでございします。それが第一点、それから通商産業省といたしまして、そういう業界の自発的にダンピングといふものがある程度抑えていきまして、それによつて石炭鉱業の長期の安定した対策を講じようといふ施策に對しては賛成でございます。その意味において、具体案が出て参りました、その結果、必ずこれは金融措置を必要とすると思われまが、私自身で関係方面を全部回つて説明いたし、それに所要の協力を要請いたす所存でございます。

○阿部竹松君 賛成だといふことになると、あなたの本年度の当初計画も、需要の見通しはきわめて自信がないといふことになる。自信があればそんなものを作る必要はない。もう一つ、公正取引委員会に交渉しますといふ内容は、これは独禁法にかかるといふことを言わぬでほしいといふ内容か、それともかからぬといふ方に運動するの、か、どちらなんです。あなたがとにかくそういう買取会社を作ることに賛成だといふこと自体が、五千六百万トンの当年の計画に自信がないから、そういう買取機関を作らなければなら

一、航空機工業振興法案（予備審査のための付託は四月二日）

ぬということになるんでしよう。自信があつても、なおそういうものを作つて、石炭の価格の安定をはかるという意味なんですか、どちらですか。

○政府委員（村田恒君） 短期的な対策としてこれを見ますと、いかにも一種の不況対策のように思われるかと存じますが、先ほど申し上げましたように、石炭鉱業の将来七千二百万トンでも足りないんじゃないかというくらいにエネルギーの需要に対応して、石炭鉱業の長期において安定した作業を続けてもらうためには、今のような会社でなくとも、何らかの形において貯炭対策というものを講じていくことが必要である、こう考えております。

それから、お話しのお公正取引委員会と交渉いたします内容は、決して見逃してくれとか、そういう意味じゃございませんので、現在の法律のもとにおいてどの範囲の行為が許されるか、その法律を逸脱しないような行為というものの限度というものはつきりきめるために交渉いたすわけでございます。

○阿部竹松君 わかりました。そこで最後に局長に一つお願いしておきますがね。今石炭がこれこれ要るといふあなたの方の計画に基いて、石炭業界は石炭を掘る、雨が降ったから石炭は要らぬと言つて、石炭が余る、炭鉱は次から次へつぶれる、そのつぶれるくらいはがまんするとしても、そこにいる労働者は全部クモの子のように、路頭に放り出される、こういうことを毎回毎回繰り返している。あなたの方の計画がずさんだといつて、怒つてみて、責任は負つてくれない。そういうことが当然のように今まで繰り返されてきたんです。ですから五千六百万トン

ですか、それを一体どう使うのか、重油を規制するとおつしやつたが、重油をどういうふうには、何リットル規制するのか、そういう明細な数字をあげた資料をこの次の委員会に配付していただきたい。

○政府委員（村田恒君） 仰せの資料は、明日でも提出いたします。

○委員長（近藤信一君） 他に御発言もなければ、この辺で質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（近藤信一君） 御異議ないと認めます。本件に関する質疑はこれにて終局します。

○委員長（近藤信一君） 次に、本委員会に付託されている諸願の審査の便宜のため、諸願審査に関する小委員会を設けることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（近藤信一君） 御異議ないと認めます。つきましては、小委員の数及び人選は、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（近藤信一君） 御異議ないと認めます。よつて小委員の数は五名とし、委員長及び四理事をもつて構成することに決定いたします。

次回は、明日午前十時より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、水洗炭業に関する法律案（衆）
（予備審査のための付託は四月十日）

昭和三十三年四月二十六日印刷

昭和三十三年四月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局